

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第9回） 議事次第

- 1 日時 平成22年5月11日（火）14:00～16:00
- 2 場所 文部科学省3F2特別会議室
- 3 議題
 - (1) 「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ(素案)」について
 - (2) その他
- 4 配付資料
 - 資料1 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議協力者名簿
 - 資料2 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第8回）議事要旨（案）
 - 資料3 これまでの主な意見（第1回～第8回）
 - 資料4 「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ(素案)」について
 - 参考資料1 国際獣疫事務局会議（OIE）勧告『より安全な世界のための獣医学教育の新展開』
 - 参考資料2 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（案）」
 - 参考資料3 「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)
 - 参考資料4 平成16年「国立大学における獣医学教育に関する協議会」提言の実施状況
 - 参考資料5 教育内容に関する小委員会 委員名簿
 - 参考資料6 教育内容に関する小委員会報告
 - 参考資料7 国立大学法人第2期中期計画原案における反映状況
 - 参考資料8 附属家畜病院の状況（第1回協力者会議配布資料）
 - 参考資料9 獣医師数の推移
 - 参考資料10 獣医学関係大学院の現状
 - 参考資料11 獣医学関係学部・研究科一覧
 - 参考資料12 獣医師数の国際比較

「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」
意見のとりまとめ（素案）

平成22年〇月〇〇日
獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議

目 次

はじめに

1. 獣医学教育を取り巻く状況の変化
 - (1) 社会ニーズに対応した人材の高度化
 - (2) 獣医師養成における国際通用性の確保
 - (3) 我が国の獣医師の現状を踏まえた対応
 - (4) 我が国の大学教育改革を踏まえた対応
2. 平成16年以降の獣医系大学における自主的・自律的な改善の取組の検証
3. 教育内容に関する小委員会における検討
 - (1) 教育内容に関する小委員会の検討内容
 - (2) 獣医学教育の各分野の現状と課題
4. 改善の具体的方策
 - (1) モデル・コア・カリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善促進
 - (2) 獣医学教育の質を保証する評価システムの構築
 - (3) 共同学部・学科の設置など大学間連携の促進による教育研究体制の充実
 - (4) 臨床教育の充実に対応しうる附属家畜病院の充実
 - (5) 新たに必要性が高まった生命科学分野の教育研究の推進
 - (6) 教育研究環境の充実に向けての国の取組

おわりに

今後の獣医学教育の改善・充実方策について 意見のとりまとめ（素案）

はじめに

獣医学教育については、これまで獣医学教育年限の6年制への移行を契機とし改善に向けての種々の検討が行われてきた。最近においては、平成16年7月に「国立大学における獣医学教育に関する協議会」において、臨床分野や公衆衛生分野を中心とした獣医学教育の充実の必要性と、充実に向けた取組の方向性として「大学間の連携協力」、「教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力の必要性」、「附属家畜病院の機能の充実」などの提言を含んだ「国立大学における獣医学教育の充実方策について」（以下、「平成16年協議会提言」という。）が取りまとめられた。同提言においては、大学の取組の成果を評価・検証し、さらに検討が行われるべきとされている。このような経緯の中、新たな社会的ニーズへの対応や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在などの課題に対応した我が国の獣医学教育の改善・充実を図るため、文部科学省では獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（以下、「協力者会議」という。）を設置した。

平成20年12月に第1回協力者会議を開催して以来、●回審議・検討を重ねてきたが、これまでの審議・検討の内容を取りまとめたのでここに公表する。

1. 獣医学教育を取り巻く状況の変化

近年、高病原性鳥インフルエンザ等人獣共通感染症や新興・再興感染症に対する備え、食の安全に関する関心の高まり、国民生活における飼育動物の位置づけの変化等により獣医師に対する社会的ニーズが高まっている。

今回、獣医学教育の改善・充実を検討するに当たっては以下の点を考慮する必要がある。

(1) 社会ニーズに対応した人材の高度化

- 我が国の獣医師は、近年、以下のような社会的ニーズに対応するため、より高度な知識・技能が求められている。
 - ① 高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症や新興・再興感染症への対応、動物や農林水畜産物等の輸出入の拡大に対応した防疫需要の増大など、グローバル化に伴う新たな課題
 - ② BSE（牛海綿状脳症）等の新たな疾病の発生や、O157等の食中毒の集団発生、畜産食品に関わる偽装事件などによる、食品の安全性に対する社会の関心の高まり
 - ③ ライフスタイルの変化により飼育動物が家族の一員（伴侶動物）として扱われ、犬猫等の飼育頭数・種類の増加や、求められる獣医療の多様化・高度化

(2) 獣医師養成における国際通用性の確保

- 欧州連合（EU）においては、食品安全や人獣共通感染症予防などの任務を担う獣医師の教育レベルの共通化を目的として、獣医学部教育の共通基準と評価システムが構築されている。また、平成21年10月にはOIE（国際獣疫事務局）において、人・動物・環境の健康は一つに繋がっているとする「One World-One Health」の観点に基づいた世界各国の獣医師の質の向上・確保が喫緊の課題であるとし、改善の方策について提言している。
これらの動向も踏まえ、国際的な通用性の観点から我が国の獣医学教育の在り方を検討する必要がある。

(3) 我が国の獣医師の現状を踏まえた対応

- 農林水産省においてとりまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書（平成19年5月）」（以下、「検討会報告書」という。）によると、獣医師の需給に関し全体としては明確な供給不足は示されていないが、今後小動物診療に携わる獣医師が増加し、産業動物診療に従事する獣医師と、家畜衛生や公衆衛生等に従事する公務員獣医師の確保が難しくなると推計されている。
これを踏まえ、農林水産省の獣医事審議会基本計画部会における「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（平成22年●月農林水産大臣決定）の策定に向けた審議においては、獣医学部・学科を設置する大学（以下、「獣医系大学」という。）の学生に対する臨床実習の質・量双方の充実の必要性などが指摘されており、今後の獣医学教育の在り方を検討する上で、十分留意すべきである。

(4) 我が国の大学教育改革を踏まえた対応

- 平成16年協議会提言後、中央教育審議会においては、今後の大学教育改革の基本的な方向性について「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月答申）が、学部教育について「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月答申）が、これらを踏まえて「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（平成21年8月）が示されている。

これらの答申等は、学習者の保護及び国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題であり、各大学の自主的・自律的な質保証活動の定着とそれを機能させる認証評価等の公的な質保証システムの構築などの政策の方向性を示したものである。

この他に、医学、歯学、薬学など他の医療系専門職の養成においては、質保証の観点から、全ての学生が履修すべき必要不可欠な教育内容を整理したモデル・コア・カリキュラムが作成されており、これらを参考にした取組が求められている。

2. 平成16年以降の獣医系大学における自主的・自律的な改善の取組の検証

- 平成16年協議会提言においては、臨床分野や公衆衛生分野を中心として、大きく4点、①大学間の連携協力、②教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力の必要性、③附属家畜病院の機能の充実、④大学間連携や人獣共通感染症の教育研究など教育研究環境の充実に向けた国の支援の充実、の方向性が提言され、その後、各大学において、獣医学教育の充実に取り組んできた。
- 今後の獣医学教育の改善・充実方策を検討する際には、まずは、これまでの各大学の取組状況を検証・評価し、それを踏まえて対応する必要がある。

第一に、「大学間の連携協力」については、3大学において、総合臨床学実習などにおいて他大学学生の受け入れ事例はあるが、他の授業科目における連携はないなど、大学間連携が十分進んでいるという現状ではない。

第二に、「教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力」については、専任教員の確保に関し、例えば、ある大学においては、法人化のメリットを活かして、全学的な観点から組織体制を見直し、獣医学科に新たに10人の専任教員を配置するなどの取組を行った。一方、全学的な人員削減の観点から専任教員が減少した大学が2大学あり、専任教員の更なる充実は、現在の運営費交付金の枠組みでは困難であるとの指摘も出ている。

第三に、「附属家畜病院の機能の充実」については、9大学において診療施設や機器の高度化とともに、兼任教員や動物看護職など医療支援スタッフの充実などの取組が行われているが、専任教員は1、2名に留まり、依然として無給研修医で対応せざるを得ない大学が3大学あるなど、臨床実習の主たる場として十分な体制が整えられているとは言い難い。

- 以上を踏まえると、平成16年協議会提言に対し、各大学において獣医学教育の充実のための自主的な改善・充実に向けた取組は一定程度なされており全体的には評価すべきであるが、上記3つの方向性のいずれについても必ずしも十分とは言い難い状況である。
- とりわけ、最近の大学教育においては、教育の質保証が最大のテーマの一つとなっており、獣医学教育についても同様である。

- このように、獣医師に求められる知識・技能がより高度かつ多様なものとなっている現状を踏まえると、これからの獣医師に期待される資質能力は、どの職域に進んでも最低限獣医師として共通して必要とされる基礎的な知識・技能と、自らが進んだ分野において即戦力で活躍できる実践的資質能力の双方が必要である。
- 今回の検討に当たっては、このような知識・技能の育成を保証する教育内容が、我が国の獣医系大学において、十分に教育されているかという観点から現状を検証し、その結果を踏まえた上で、教育研究体制の整備など改善方策を検討することとした。
- このため、協力者会議においては、教育内容に関する小委員会（以下、「小委員会」）を設け、必要とされる教育内容について平成21年3月から6回の審議を行い、16大学における教育の現状の分析を行った。

3. 教育内容に関する小委員会における検討

(1) 教育内容に関する小委員会の検討内容

- 小委員会では、平成17年5月に社団法人日本獣医師会が作成した「獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム」など、従来より獣医学関係者間で検討されてきたカリキュラムをもとに、獣医学教育課程全体を、導入教育・基礎獣医学分野・応用獣医学分野・臨床獣医学分野の4つに分類した上で、社会ニーズの高度化・多様化や国際通用性の確保への対応を図りながら、全ての大学において最低限共通的に実施する必要があると考えられる科目と履修すべき内容について整理した。

これを基に、16大学における教育内容をシラバスを用いて比較・分析を行うとともに、教育研究体制について、履修すべき内容を担当する教員の専門性・職制・負担単位数に応じて分析を行った。

(2) 獣医学教育の各分野の現状と課題

- 小委員会の分析の結果、明らかになった課題は以下のとおりである。

① 導入教育について

- ・ 獣医法規を除く導入教育（獣医学概論・獣医倫理）は教育内容・教育体制ともに不十分で、多くの大学で体系だった教育はなされていなかった。規模タイプ1の獣医師養成課程^{*1}と比べ、規模タイプ2の獣医師養成課程においてその傾向が強い。
- ・ 獣医学概論では獣医師の職域や役割、関係する国際機関についての教育内容が不十分で、獣医倫理では飼育動物の安楽死や地球環境の保護に関する獣医師の役割についての教育内容が十分に取扱われていない。このことは、社会の情勢を踏まえた獣医学を学生に学ばせる動機付け教育に課題があると言える。
- ・ また、多くの大学において導入科目の幅広い教育内容を担当し統括できる教員がいなかったり、教育内容が各研究室の紹介で終わっている場合が多く、当該大学での獣医学教育の理念を伝える機会が十分に活用されていない。

② 基礎獣医学について

- ・ 基礎獣医学分野の中でも古典的な講義科目（解剖学、生理学、病理学、薬理学等）はどの大学においても概ね教育されている。
- ・ 比較的新しく必要とされるようになった科目（動物行動学や免疫学等）は、大学によっては教育内容が不十分である。
- ・ 実習科目は講義科目と比較して内容が不十分である。特に生化学実習（脂質の定性・定量、核酸の解析等）、薬理学実習（薬効判定の一部、消化吸収・血液・腎臓系の薬物作用等）、実験動物学実習は大学によっては教育内容が不十分である。
- ・ 動物育種学や動物行動学、免疫学においては専門性を備えた教員を確保できていない大学がある。

③ 応用獣医学について

- ・ 応用獣医学分野も基礎分野同様、古典的な講義科目（微生物学、寄生虫学、家禽疾病学、魚病学）はどの大学でも概ね教育されている。比較的新しい科目や内容が高度化している科目（野生動物学（野生動物の疾病等）、環境衛生学（環境問題、環境衛生分析、環境アセスメント等）、獣医疫学（標

*1 平成20年5月1日時点で我が国には16の獣医師養成課程を持つ大学があり、そのうち専任教員のが比較的多い大学7校（専任教員45名～58名）を規模タイプ1の獣医師養成課程、専任教員が少ない大学9校（専任教員24名～34名）を規模タイプ2の獣医師養成課程と便宜上区分した。

本調査、臨床疫学等))は大学によっては教育内容が不十分である。

- ・ 従来一括りであった公衆衛生関連科目は、教育内容の範囲が広いにもかかわらず教員数が少ない。多くの大学で微生物学又は感染症学を専門としている教員が担当しているため、環境衛生学や獣医疫学に関する教育内容が十分でない。本来は、毒性学、人獣共通感染症学、食品衛生学、環境衛生学、獣医疫学のそれぞれの分野における専門性を持った教員が必要である。
- ・ 実習科目の教育内容の充実度は、この分野が最も低く、寄生虫学以外の実習は、多くの大学で教育内容が不十分(環境衛生学実習(環境影響評価、環境汚染物質、施設見学等)、動物衛生学実習(飼育衛生、疾病予防等)、毒性学実習(急性毒性試験、解毒酵素誘導試験等)、獣医公衆衛生学実習(食肉の医薬品残留検査等)、食品衛生学実習(食品添加物検査、食中毒検査等))であり、公衆衛生等の社会的要求が高まっている分野における教育内容に課題がある。
- ・ 公衆衛生学関連の実習で重要な実際の現場(と畜処理場、食品工場等)での見学が、各大学と実習先との連携体制の構築が不十分であるため、困難となっている大学もある。
- ・ 毒性学や野生動物学、魚病学では専門性を持った教員を確保できていない大学が多く、その傾向は特に規模タイプ2の獣医師養成課程で顕著である。

④ 臨床獣医学について

- ・ 臨床獣医学分野の講義は他の分野と比べて、教育内容が十分とは言えない。
- ・ 講義科目は内科学総論や外科学総論、臨床繁殖学と言った古典的な科目はどの大学においても概ね教育されているが、臨床薬理学や動物行動治療学、臨床栄養学(代謝プロファイル、食餌療法等)、産業動物臨床学(馬の疾病等)、臨床病理学といった基礎分野で学んだ理論を実践につなげる科目は、多くの大学で教育内容が不十分である。
- ・ 産業動物臨床学では、群管理の教育ができていない大学とできていない大学に大きく分かれ、また、多くの大学で対象動物として牛以外の家畜が扱われていない。
- ・ 眼科学や歯科・口腔外科学、臨床腫瘍学といった高度な技能の習得を目的とする科目は、規模タイプ1の獣医師養成課程では概ね教育されているが、規模タイプ2の獣医師養成課程では教育内容が不十分である。
- ・ 放射線学実習はほとんどの大学で教育されていないため、獣医療法施行規則の一部改正に伴い今後必要となる核医学等がほとんど教育されていない。

⑤ 分野間の比較等

- ・ 講義科目については、基礎分野は比較的充実しているが、応用分野、臨床分野は教育内容が不十分な科目が散見され、導入分野は不十分な科目が多い。
- ・ 実習科目については全分野を通して講義科目よりも教育内容が不十分であり、特に応用分野でその傾向が顕著である。
- ・ 教育体制は導入教育を除いては概ね専門性を持った教員が担当しているが、規模タイプ2の獣医師養成課程は専任教員一人あたりの担当単位数が多い。
- ・ 専門家のいない授業科目を複数人で担当している科目の教育内容は、偏りがあり、全体的なバランスに欠けるケースが多い。それに比べて、他学科の教員あるいは外部からの非常勤講師であっても、専門家による授業内容は履修項目のバランスがよく、教育体系もよく精査されている。
- ・ 応用分野において、国内における毒性学、疫学、環境衛生学などの研究者の絶対数が不足している。
- ・ 臨床分野の一部では教員(主として准教授)が不足している。
- ・ 特に実習に関して、専任教員であっても専門分野の違いにより、専門分野を重点的に教育する一方で、専門外の分野では実習項目の教育がなされていないなど、教育内容に偏りがある。

⑥ 大学ごとの分析により見られた課題

(i) 獣医師養成課程の規模による比較

- ・ 規模タイプ1の獣医師養成課程の方が、兼任教員に依存する単位数が少ない。
- ・ 規模タイプ1の獣医師養成課程の方が、全ての分野において教育内容・教育体制が充実している。基礎分野の講義、応用分野の講義、臨床分野の実習は両者の差が比較的小さく、導入教育、臨床分野の講義、応用分野の実習は差が大きい。全大学を通して教育内容が不十分である分野ほど、両者の差が大きい。
- ・ 規模タイプ1の獣医師養成課程においても、環境衛生学(講義、実習)、放射線実習など充実度が不十分な教育内容が見られた。

- ・ 教員の担当単位数については、規模タイプ1の獣医師養成課程に比べて規模タイプ2の獣医師養成課程は、講義が1.42倍、実習が1.19倍となっている。

(ii) 学生／教員比の高い大学と低い大学

- ・ 教員一人当たりの学生数を見ると、5～8名が11大学、10名が1大学、17～19名が4大学と三極化していた。
- ・ 学生／教員比の高い大学は、特に実習科目において複数回に分けて実施するなど教員にとって負担となっている。

(iii) 産業動物の患畜数の多い大学と少ない大学

- ・ 産業動物の患畜数が全くいないところや十数頭に留まる大学があるなど、学生が産業動物に触れあう機会の確保に差がある。
- ・ 産業動物の患畜数の多い大学、又は大学立地の環境などと、卒業生の産業動物診療分野への就業割合は一定の相関関係が見られる。

(iv) 公衆衛生獣医師の就業者数の減少

- ・ 公衆衛生獣医師の多くが加入する全国公衆衛生獣医師協議会の新規加入者数は、平成15年以降急激に減少している。この間、獣医系大学において制度改革等がなされたわけではなく、各大学における教育内容も大幅に変更があったとは考えられず、急減の要因は不明である。

⑦教育情報の透明性の確保

- ・ 今回の分析においては、授業内容についての記載が具体性に欠けるなどシラバスの記載が不十分な大学が散見された。

○ 以上の小委員会の分析で明らかになった課題を整理すると、以下のとおりであり、これらを解決していく改善方策の検討が必要である。

① 最低限共通的に教育すべき内容を十分に教育できていない大学がある

全ての獣医系大学において最低限共通的に実施する必要があると考えられる教育内容について、下記②から④のように多くの大学で十分に教育されていない内容があるとともに、組織学や生化学など、獣医系大学全体としては概ね教育されていても、一部の大学においては十分に教育できていない内容がある。

② 新たな分野への対応が十分に取れていない

獣医疫学や動物行動治療学など新たに必要性の高まった分野では、各大学とも専門教員の不足や共通テキストの未整備等から、教育内容・体制ともに課題がある。

③ 将来のキャリアと学びを関連付ける教育に課題がある

導入教育は、獣医師の職域や社会的役割、関連法規、獣医倫理等を扱い、学生への動機付けや当該大学での獣医学教育に対する理念を伝えるものであるが、各大学とも教育内容・体制に課題がある。

④ 獣医師として求められる実践的な力を育む教育に課題がある

基礎・応用・臨床の全分野を通じた実習科目や、応用分野や臨床分野の講義系科目の教育内容に課題があり、理論を実践に結びつける教育に課題がある。

⑤ 大学ごとの分析として獣医師養成課程の規模の小さい大学に課題が多い

専任教員の数が少ない獣医師養成課程の方が、専任教員の数が多い課程と比較して、全ての分野で教育内容・体制ともに課題がある。

4. 改善の具体的方策

- 今後の獣医学教育においては、小委員会報告で明らかになった課題を解決するため、以下の基本的方向で、改革を進めることが求められる。

【方向性】

① モデル・コア・カリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善促進

- 専門職業人養成としての獣医学教育の標準化を図るため、大学・学協会は連携して、我が国の獣医学教育で目指すべき理念、目的を明確にし、すべての獣医系大学で共通して教育すべき到達目標・内容を整理したモデル・コア・カリキュラムを策定する。
- これを踏まえ、各大学においては、教育内容・方法の一層の改善と、高学年を対象とした専門分野・職域別コースの設定など、大学の特徴を活かした獣医師が進む多様な職域に対応する専門職業人育成体制を構築する。

② 獣医学教育の質を保証する評価システムの構築

- 大学は、獣医学教育の担い手として、獣医学教育の質の保証に第一義的な責任がある。自らの教育内容の質を保証するため、モデル・コア・カリキュラムを踏まえ、厳格な成績評価や自己点検・評価の実施、情報公開などに取り組む。
- 大学・学協会は、獣医師会等の協力を得ながら、我が国の獣医学教育の質を保証するため、分野別評価システムを構築し、適切かつ厳格な評価を通じて、各大学の獣医学教育の改善に向けた取組が確実となるよう促す。

③ 共同学部・学科の設置など大学間連携の促進による教育研究体制の充実

- 各大学は、獣医学教育の担い手として、モデル・コア・カリキュラムで示された到達目標・内容の実現を図るとともに、自らの教育理念の実現や、社会や地域のニーズに応えるためにも、特色ある獣医学教育の展開が求められている。そのためには、戦略的に、学内外と連携して、比較優位な教育研究資源を結集し、獣医学教育に必要な教育研究体制の充実を図る。
- 特に、単独の大学で、目指すべき教育内容及び体制の充実が困難な場合には、教育課程の共同実施制度の積極的な活用により、共同学部・学科を設置し、これまで以上に他大学と有機的に連携・協力して、改善・充実のためのスケール・メリットを確保し、教育研究体制の充実を図る。

④ 臨床教育の充実に対応しうる附属家畜病院の充実

- 各大学は、喫緊の課題である臨床教育の充実のため、先ず附属家畜病院について、学生の臨床実習の充実と地域の獣医師のスキルアップ機能を担う中核的動物医療センター施設として、臨床実習機能を向上させる。

⑤ 新たに必要性が高まった生命科学分野の教育研究の推進

- 大学は、獣医学教育の特性を活かした教育研究の充実を図る。具体的には各大学において、大小動物等の動物生理の知見をベースとした生理科学その他の生命科学に関する教育研究が推進されるよう必要な環境整備を行う。その際、特に動物に起因する感染症対策、食の安全性の一層の確保、世界の医薬品市場への積極的参入などの社会的ニーズを踏まえ取り組むことが必要である。
- すなわち、感染症研究や新たな医薬品開発に必要な学問分野である生化学分子生物学、病理学、薬理学、毒性学などの分野における教育研究の充実、比較生物学的な観点を身につけるための指導の充実を図るよう努める。併せて、これらの教育研究が国際水準に達した高度かつ実践的なものとなるよう大学院教育の充実を図る取り組みを進める。

【方 策】

① モデル・コア・カリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善促進

- 大学・学協会は、本協力者会議の検討を踏まえ、我が国の獣医学教育において共通的に求められる教育内容（モデル・コア・カリキュラム）の策定に向け取り組む。
- モデル・コア・カリキュラムの策定に当たっては、学生が自らの将来のキャリアを明確に見通した上で、獣医師としての基本的姿勢や診断・治療等ができる基本的能力を確実に身に付けさせることができるよう、以下のような視点で行うことが求められる。
 - 「導入教育関連科目」や「実務実習」等に係る内容の充実を図る。
 - 基礎・応用・臨床分野のバランスに配慮して検討を行う。
 - 各大学の特色あるカリキュラム開発を促すためにも、必要不可欠な教育内容に精選する。
- 大学・学協会は、モデル・コア・カリキュラムの内容を踏まえ、共通テキストや教材の作成など、知識の標準化を具体的に担保する教材の開発等に取り組む。
- 大学・学協会は、学生が修得すべき学習内容を確実に身に付けることができるよう、教育方法の一層の工夫改善に取り組む。
特に、診療能力など実践的資質能力の向上のため、プロブレム・ベースド・ラーニング（PBL）や、医学教育・歯学教育において取り組まれている学生の自主的シュミレーション・トレーニングを可能とするスキルラボラトリーの構築、教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施（FD：ファカルティ・ディベロップメント）など、実践的な教育方法の改善・充実に取り組む。
- なお、大学において、モデル・コア・カリキュラムの内容に加え、各職域で求められる実践的な知識・技能を育成するためにも、高学年を対象とした専門分野・職域別の専修コースを設定することも考えられる。

② 獣医学教育の質を保証する評価システムの構築

- 大学は、獣医学教育の担い手として、獣医学教育の質保証に向け、モデル・コア・カリキュラムを踏まえ、以下のような方策により、自らの大学の教育内容の質の保証と教育情報の透明化に取り組む。
なお、モデル・コア・カリキュラムの策定を待たずとも、以下のような自主的・自律的な質保証活動については、獣医学教育の質保証の基盤的な取組として、早急に取り組む必要がある。
 - 大学は、教員間の共通理解のもと、成績評価基準を策定し、その明示について徹底する。その際、GPA等の客観的な基準を学内で共有化し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。さらに、学生の学修成果の厳格な評価に関し、共用試験を設ける等大学間での共通的な取組を検討する。
 - 大学は、自らの教育の質の維持・向上、学位の水準の保証に対する責任を自覚し、自己点検・評価の充実と結果の公表に取り組む。その際、上述の学修成果や学習プロセスに関する多様な評価活動が基盤となるため、それらの情報を集約・分析するための部署や担当者の配置等の実施体制の整備、これを担う専門的職員の職能開発（SD：スタッフ・ディベロップメント）に取り組む。
 - 大学は、授業内容をより具体的に記載したシラバスを作成し、学生や第三者に対し積極的に公開するなど教育情報の透明化に取り組む。
- 大学・学協会は、獣医師会等の協力を得ながら、各大学の自主的・自律的な獣医学教育の質保証の活動を実質的に機能させるため、獣医学分野における分野別第三者評価の実施に向け、具体的検討を行う。
検討に当たっては、以下のような視点で行うことが求められる。
 - モデル・コア・カリキュラムの内容を踏まえ、評価指標の策定、基準の作成、評価方法の開発について検討を行う。
 - 評価基準、方法等の検討に当たっては、既に、国立大学法人評価や機関別認証評価が存在することを踏まえ、評価機関と評価を受ける者の双方に過度の負担がかからないよう、例えば、共通化が可能な評価項目、資料について整理するなど、評価実施に向けての留意点について整理する。
 - 評価機関の検討に当たっては、大学・学協会、獣医師会など関係者が協力して、取り組む。
- 分野別第三者評価システムの検討・実施に向けては、実施することによる各大学の獣医学教育の改善充実への実効性を検証するため、試行的な評価活動の実施が必要である。
試行的な評価活動の実施に当たっては、例えば、現在、私立大学において行われている相互評価の取組を充実させるなど既存の評価活動を充実させる取組や、一部の大学の協力を得ながらモデル的に第三者評価を実施するといった取組など、まずは、分野別評価活動が根付くよう、環境醸成に積極的に取り組む。

③ 共同学部・学科の設置など大学間連携の促進による教育研究体制の充実

- 大学は、モデル・コア・カリキュラムの内容はもとより、自らの教育理

念の実現や、社会や地域のニーズに応えるためにも、獣医学教育に必要な教育研究体制の充実に取り組む。

- 教育研究体制の充実を図るためには、まずは専門性を有する専任教員の確保が必要であるが、学内の関係学科、関係大学、学外の関係機関との連携等により専門性を有する教員の協力を得ることも考えられる。
特に、小委員会報告における規模タイプ2のような大学においては、複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用することで、さらに質の高い教育研究の提供が可能となるよう、教育課程の共同実施制度を積極的に活用するなど、これまで以上に他大学と有機的に連携・協力して教育研究体制の充実に取り組む。
- その際、共同学部・学科の構成大学については、各大学ごとの収容定員、教員の配置、教育研究の内容、経費の配分、学生に対する責任などについての基本的な方針を整理した上で、共同教育課程の編成・実施に取り組む。
- また、小委員会報告における規模タイプ1のような大学においても、既存の体制で獣医学教育に必要な教育研究体制の充実を図る場合、畜産学や水産学、医学など獣医学に関連する学内他学部・学科の教員や附属施設との連携や、農業共済組合など学外関係機関との連携、更には、教員交流や平成21年9月より施行の教育関係の共同利用拠点制度等を活用した他大学の附属家畜病院の活用など他大学の協力も得ながら、獣医学教育の専門性向上に必要な知識・経験を有する教員の確保など教育研究体制の充実に取り組む。
- 大学は、学生の実践的な力を育むためにも、獣医の実際の現場である農業共済組合など学外の家畜診療施設や、保健所など公衆衛生に関する施設等における実務実習の実施に積極的に取り組む。
そのためには、実習先機関との十分な連携体制を構築し、必要な実習施設の確保や、産業動物診療や公衆衛生業務に従事した実務経験を有する教員の確保など条件整備に取り組む。
- 大学は、専門性のある教員の確保、特に、実践的な指導力のある教員の確保に、より一層努める。例えば、臨床分野においては、手術例数や外来診療の件数による評価や、診療事例のケースレポートも教員の業績として評価するなど、教員の業績評価方法を改善したり、行政や民間診療機関、研究機関で勤務する者を、外部講師や特任教授等で登用するなど、教員登用の在り方の多様化を図る。

④ 臨床教育の充実に対応しうる附属家畜病院の充実

- 大学は、臨床教育の中心的な場である附属家畜病院の教育内容・体制の充実に努める。
そのためには、以下のような方策で取り組むことが求められる。
 - 大学は、教育関係の共同利用拠点制度も活用しながら、他大学の附属家畜病院と連携を図ることで、各大学の附属家畜病院は各々の特色を活かし、得意とする診療内容に重点化するなど、機能別に連携を図りなが

ら、我が国の獣医系大学全体として、学生が多様な種類の患畜に触れる機会を確保するなど、臨床実習の充実に取り組む。

- 大学は、他大学、関係省庁・団体と連携し、効果的な臨床実習の実施のための実習プログラムの改善・充実に取り組む。
- 大学は、卒業後の臨床研修機能の充実を図る観点から、関係省庁・団体と連携し、体系化された卒後研修プログラムの開発・実施に取り組む。

⑤ 新たに必要性が高まった生命科学分野の教育研究の推進

- 国際水準に対応しうる高度かつ実践的な教育研究の充実のためには、若手教員や研究者の養成を図ることが重要である。
そのためには、例えば以下のような方策で取り組むことが求められる。
 - 大学は、優れた教育資源を構築して、学部・大学院教育を一貫して見通した研究者養成の充実に取り組む。
 - 大学は、感染症リスク分析やそのマネジメントができる公衆衛生学、環境衛生学や獣疫学の専門家養成、特に感染症研究においては、発現場がアジア・アフリカ等の海外にフィールドがあるため、海外留学・フィールド実習等を取り入れたカリキュラムの充実促進等に取り組む。

⑥ 教育研究環境の充実に向けての国の取組

- 国は、先述の①から⑤に掲げた、大学・学協会等が連携したモデル・コア・カリキュラムや評価システムの構築など獣医学教育の質の確保に向けた取組や、我が国の獣医学教育の具体的な課題解決（応用分野や臨床分野の教育の充実等）に資する取組、複数の大学が有機的な連携により教育機能の強化を図る取組など、獣医学教育全体に波及効果がある効果的な取組について、国の重点的な支援を行う。
支援の際には、我が国の獣医学教育の改善・充実に効果的な取組に率先して取り組む大学に対し重点的に支援するなど、各大学の努力が報われ、改善・充実へのインセンティブが働くようにすることが重要である。
- 臨床教育の充実を図るため、医学教育・歯学教育において行われている臨床実習の例も参考にしながら、実習段階で可能な獣医療行為についての実施条件の明確化や、公衆衛生関連施設における実習を行う際の条件設定のあり方等について、関係省庁間で協力して検討を行う。
- 国において、モデル・コア・カリキュラムの策定や、OIEにおける獣医学教育を巡る議論も踏まえた上で、獣医学教育の改善・充実を図るため、例えば、実習の中心となる附属家畜病院における専任教員の配置等、必要な基準等の検討を行う。
- なお、教育研究体制の充実を図るため、大学設置基準における専任教員数の増加や各大学の獣医学教育課程の再編統合について、積極的に推進すべきとの意見もあった。本協力者会議においては、まずは共同教育課程や既にいくつかの大学で取り組まれている教育連携の取組をより一層充実させることが当面の対応すべき課題であると考えられたが、これらの意見につ

いても、財政支出の問題等も含めて今後、中長期的に検討すべきである。

- また、冒頭の獣医学教育を取り巻く状況の変化で述べたとおり、獣医師に求められる役割は、人獣共通感染症や新興・再興感染症に対する備え、医薬品の開発、食品の安全への対応など、我が国の国民の健康と安全に関わる重大なものであるとともに、EUやOIEなど獣医学教育の国際的な質保証の取組が動き出す状況の中で、我が国の獣医学教育の改善・充実は喫緊の課題である。

現在、国において新成長戦略の策定に向けた議論が行われているが、獣医師養成の在り方についても当該議論の中で具体的な方向性が明らかにされるよう期待したい。

おわりに

本意見とりまとめは、我が国の獣医学教育における現状を踏まえ、社会ニーズへの対応など喫緊の課題への対応に向けて、今後、獣医学教育において必要とされる教育内容、体制等について審議し、意見を取りまとめたものである。

獣医系大学を始めとした関係者においては、この意見とりまとめにおける提言に基づく改革に直ちに着手し、獣医学教育の改善・充実に向けた取組を着実に実施していくことを強く期待する。

文部科学省においては、OIEにおける獣医学教育を巡る議論なども踏まえつつ、本意見とりまとめに基づき、関係省庁と連携しながら、獣医学教育の改善・充実のための取組を推進していく必要がある。

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議について

平成22年4月1日
高等教育局長決定

1. 目的

社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在など我が国における獣医学教育をめぐる状況を踏まえ、大学における獣医学教育の在り方について調査研究を行い、獣医学教育の改善・充実を図ることを目的とする。

2. 調査研究事項

- (1) 社会的ニーズ等に対応した教育内容の在り方について
- (2) 教育の質の保証の在り方について
- (3) 教育研究体制の在り方について
- (4) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の協力者により調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、小委員会を設置して検討を行うことができるものとする。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者からの意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、高等教育局専門教育課において処理する。

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 協力者名簿

石黒 直隆	岐阜大学大学院連合獣医学研究科長
池田 一樹	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
伊藤 茂男	北海道大学大学院獣医学研究科教授
加地 祥文	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
片本 宏	宮崎大学農学部獣医学科教授
廉林 秀規	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
唐木 英明	日本学術会議副会長
小崎 俊司	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科長
酒井 健夫	日本大学総長
田中 美貴	埼玉県川越家畜保健衛生所家畜防疫担当課長
長澤 秀行	帯広畜産大学長
西原 眞杉	社団法人日本獣医学会理事長 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
政岡 俊夫	麻布大学長
矢ヶ崎忠夫	社団法人日本動物用医薬品協会専務理事
山崎 光悦	金沢大学工学部長
山崎 恵子	ペット研究会「互」主宰
山田 章雄	国立感染症研究所獣医学部長
山根 義久	社団法人日本獣医師会会長
吉川 泰弘	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<オブザーバー>

西山 理行	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長
-------	---------------------

五十音順（敬称

略）

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第8回）議事概要

- 1 日時：平成22年3月31日（水）14:00～16:00
- 2 場所：文部科学省 3F2特別会議室
- 3 出席者：唐木座長、酒井座長代理、石黒委員、池田委員、伊藤委員、加地委員、片本委員、廉林委員、小崎委員、長澤委員、西原委員、政岡委員、矢ヶ崎委員、山崎恵子委員、山田委員、山根委員、吉川委員、安田環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長（オブザーバー）
加藤高等教育局審議官、澤川専門教育課長、伊藤専門教育課長補佐

4 議事

（○：委員 ●：事務局）

（1）事務局から、配布資料について説明し、その後資料4について説明が行われ、自由討論が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 7ページのところに、「到達目標・内容を整理したモデル・コア・カリキュラムを策定」とあるが、このモデル・カリキュラムをクリアするためにはどうしたらいいのかといった議論があったと思う。クリアするには、モデル・コア・カリキュラムを実施するための教員数について検討しなければならない。「質」の保証も書いているが、これについてはいいと思う。ただ、やはりまずは教員数を検討しなければならない。
- 確認だが、資料4に「国際的な獣医学教育の動向」ということで、OIE 勧告におけるモデル・コア・カリキュラム策定ということが出ているが、コア・カリキュラムといった時に、このOIE 勧告に従ってというふうに考えていいのか。「日本独自のモデル・コア・カリキュラム」というようなものもある中で、国際基準、つまりOIE 勧告で示されたコア・カリキュラムということか。それを大前提として考えていいのか。
- 私の考えでは、2種類あると思う。OIE が提言しているのは国際的な共通性を考えたときに最低限これだけが必要だということをOIE が何とかして作りたいというもの。その他、各国の事情、畜産の事情あるいは食料事情等ある中で、各国のコア・カリキュラムも当然ある。そういう2本立てになるだろう。
- そう思う。OIE はOIE の国際的なトレンドを含めて、感染症コントロールを含めて、共通水準とどなたかが言っていたが、獣医療サービスや、レタリーサービスを担う人材を育てるためのモデル・コア・カリキュラムというスタンダードを要求してきている。国内

は国内として、国内的なニーズその他を含めた16大学でのミニマム・リクワイアメントとしてのモデル・コア・カリキュラムという考えであるため、オーバーロックするところもあるだろうし、日本独自の問題解決として取り組んでいるところもあっていいと思う。

- まったく違うとか、ダブル・スタンダードではなく、やはり目指すべき獣医師の在り方というのは、OIEが提言しているものに方向性はあるとうことでいいか。
- ベースとしてはそうだと思う。ただ、それだけではなく、日本独自の問題としての国外を含めた社会ニーズにどう応えていくか。それぞれの国の事情があって、国際的に要求する部分と、国内の問題として解決していかなければならない部分とがある。ただ、先進国と途上国では当然、獣医師を巡る背景も違い、獣医学教育を巡る背景も違うので、国際背景というのはそういったものまで全部包括した意味でのスタンダードであると思う。先進国には先進国自身の問題としての獣医学教育があると思うので、そこには多少ズレがある。また、176カ国をハーモナイズしているOIEの立場と、我が国の中の獣医問題をどう解決していくかという問題とは、重複するところもあれば違うところもあり、それでいいのではと思う。
- 総論としてはそういうことだと思う。ただ、各論として日本の例を考えてみると、それほどOIEと違うところはないのかという気がするが、それは具体的に各論をやった上で、あるいはOIEのモデル・コア・カリキュラム出た上で比較するということになるのではと思う。
- 今のご質問、資料の5の1の1ページのところにOIEの勧告があるが、OIEがこれから作る草案がここに全部書かれている。一方、我々はそれよりも先行して日本独特のコア・カリキュラムを作ろうとしている。これがまとまった時点で、我が国のコア・カリキュラムを、OIEの事務局に説明するという機会はあると思うが、それは誰が行うのか。
- 私はOIEのことは、細部まではわからないが、日本の獣医学教育はどれぐらいのレベルまで引き上げたいのかという問い合わせがあった。なるべく上の方を狙いたいということは申し上げたが、百何十カ国集まるどころの基本の基準についてOIEとしては今後どういうところに焦点をもっていこうとしているのか。
- なかなか難しいが、OIEの考え方はまさに「One World-One Health」ということで、食料の特に輸出国については、食料の安全性についてきっちりと責任を持てるような獣医学教育をしなくてはいけない。それが最低限の水準という考え方だと思う。

- 従来は、臨床分野や公衆衛生分野の実務教育を充実させるということが喫緊の課題であるということで、その方向でずっと日本はやってきたと思う。OIE の提言も、それから農林水産省の基本方針、政府の新成長戦略、これらはすべて、基礎分野というか、あるいは生命科学としての獣医学というのがこれから非常に大事だと言っていると思う。そうすると、これからどういう獣医学教育を行っていくかということで、例えば、この5ページの、1番上のところで、「どの職域に進んでも最低限獣医師として共通に必要なとされる」とあるが、これがいわばコア・カリキュラムに相当し、その下の各分野での実践的な資質能力としている部分がアドバンスになると思う。従来の議論では下の方を重視した形で実務教育を行っていかなければいけないという議論の方向だったと思うが、それを上の方にシフトしていくという考え方を入れていくことが新たに必要になってくるのではと思う。

- 私もそう思う。4ページの一番下のところで、を見ると「これからの獣医師に求められる役割と資質能力」というところに3つポツがあるが、一番目のポツというのは、昔から言っている「臨床」。真ん中のポツは「応用」。3番目のポツは「基礎」。この3つがバランスよく発展しないと、これからの獣医師としての役割を果たせないということは、今までも確認してきたところ。「臨床」と「応用」が強調されたかということ、「基礎」に比べて「臨床」と「応用」の貧弱さが際立っていたが、決して、「基礎」は今のままでいいというような議論ではなかったと思う。

- 7ページに、平成16年の「国立大学における獣医学教育に関する協議会」報告の宿題が1、2、3、4点ある。この中で、カリキュラムの問題にしても、それから特に家畜病院にしても、これはヒトとモノの問題が入ってくるので、設置基準を検討しないわけにはいかないのではないか。設置基準についてこれから検討しなければならないということをごの中に入れなければ解決しないのではないかと思う。

- 参考意見として聞いていただければと思う。一番最初の「これからの獣医師に求められる役割と資質能力」のところだが、最初のポツで「飼育動物」と書いてあるが、今やもう飼育動物だけではなくて、野生動物なども対象となる。それからもう一つ、診療技術と保険衛生指導ということだが、これももっと広く人と動物との望ましい関係の在り方というようなことの指導についても、これは獣医師が中核的な役割を担っていくということを非常に期待されているというふうに思う。環境分野における獣医師への期待というものも非常に大きなものがある。

- コア・カリキュラムについて、一番最初に社会の必要性ということがあり、それから国際通用性という2つのキーワードがかなり重要であったと思う。今コア・カリキュラムを作っているのはやっぱりその2つの面から作っているが、OIE はあくまでも国際通用

性の面からだと思う。そのため OIE のほうだけ見ると、現在作成しているものがかなりエクスターブされる可能性もある。そのためポイントを少し整理していった方がいいような気がする。

- おそらく、欧米と日本とで一番違うと思うのは、公衆衛生部分の考え方、ウェイトの置き方、それが違うと思う。今作成されているコア・カリキュラムについて、特に実習面の作成にこれから入っていくと、どこにどれだけウェイトを置くかということが少し不安になっている。今の議論を聞いていると、OIE の動きを待っていても参考にならないため、OIE については、次のステップぐらいに考えていいのではと思う。
- OIE が具体的に各論をどこまで出すかよくわからないが、少なくとも総論としては、今まで説明のあったような「食の安全」、あるいは WPO 体制に向かって食料が世界中に豊富にあるときの安全性を確保できるのは獣医師しかないという、そういう前提に立って、獣医師がどこまでの知識と技術を持っていたらいいのか、これを考えてください、ということ。日本のコア・カリキュラムもそういうことを念頭において作っていただければと思う。それは、いずれは一致するものだというふうに思っている。
- 公衆衛生部門というのはものすごく広い。そこには、獣医師のライセンスをもって獣医師がいる場合と、いわゆる民業資格でその分野を担っている人たちが混在している。でその混在している中での獣医師の本来の役割は何なのかということが、明確にならない限り、公衆衛生部門のコア・カリキュラムに落とす実習内容というのが、非常にあいまいになってくるのではないかと。また、獣医師ライセンスを持って獣医師ライセンスが公衆衛生部門のどこで役に立つのかということが、今までの日本の公衆衛生部門の中では明確になってきていない。それを整理しない限り、なかなかその答えは出てこないのではないかとと思う。
- OIE の基準は、すべての世界の獣医学教育に該当するようなそういうカリキュラムを作っているとは到底思っていない。やはり「One World・One Health」という考え方はもうどういう意味なのか、共通して認識を統一しておかないと、違う方向に行ってしまうと思う。
- その為、公衆衛生分野は確かに、どのような分野を持って我が国の獣医学教育の公衆衛生分野とするかというのを決めておかないと、従来通りの公衆衛生学というところに留めるのか、疫学だとか、環境衛生だとか、というところに広げて取り組み、それをカリキュラムとして落としこむのかを、決めておかないと、作りようがないと思う。それがやはり、私はやっぱり「One World・One Health」というからにはある程度の国際水準

まで持っていかないと、公衆衛生獣医師だとか、行政にかかわる獣医師っていうのは、ある程度の教育は受けておかないと、まずいのではないかと思う。

- 少し論点がズレてるような感じがする。今おっしゃっていた「獣医師免許の必要な業務」というのは、業務の中の部分だけであって、いわゆる保健衛生行政の中での獣医師の役割というのは、薬剤師もあれば、食品衛生法の中で規定されているもの等様々ある。しかしやはり獣医師というよりも、獣医学の中での公衆衛生部分の強化というのであれば、教育がそれを担保するということが大事だというふうに私自身は思っている。
- 公衆衛生学というのはない。むしろ、公衆衛生というのはいわゆる応用分野であり、その業務は屠畜検査、食品衛生監視員の仕事、あるいは狂犬病予防、人畜共通感染症等すべてであり、既存の学問を応用させていただいている立場。屠畜検査であっても、これは病理学、死んだら何故死んだかに始まり、病理学・解剖学・薬事学も含め、そういった学問を組み合わせているものである。コア・カリキュラムの充実ということについては賛成。いろいろな分野でそれぞれの公衆衛生にどう役に立つのか、というような観点でいけば、非常にコア・カリキュラムの意味があると思っている。
- 今の話だと、公衆衛生というのはいわゆる応用の分野だということだが、そうすると、日本独特の考え方でもって、獣医学の中で公衆衛生分野を教育した方がいいだろうというふうに受けとれた。先ほど言われたのは、欧米の獣医学の中での公衆衛生の取り扱い、それから、欧米の獣医師ライセンスを持った人たちが公衆衛生部門で活躍している部分と、日本の獣医師のライセンスを持った人たちが活躍する部分というのは少しズレてるということ。欧米の場合には、病理診断にしても獣医師の免許を持たずにそういう分野で、病理診断をされている方もいる。そういうことを考えると、日本の獣医師は、欧米の公衆衛生に関連する獣医師と少し離れた職域で活躍をしている者がいる、あるいは、むしろ日本の場合には、一種独特の活躍の分野があるため、日本独特のコア・カリキュラムを作るべきなんだというふうに考えた方がいいのではと思う。
- 今おっしゃられたのは、制度的なもの、行政の枠組みやあるいは法律の立て方というのは各国やはり特徴があると思う。だから、その中に日本で独自のものが「屠畜検査は全員が獣医師でなければならない」と。ただ、ヨーロッパ、アメリカ、あるいは中国にしても、公衆衛生の獣医師と話をしていると、非常に共通点が多く、皆考えていることは一緒。獣医師の場合は専門的な話がすぐに理解できるということは、ベースの考え方はむしろ似過ぎているという印象を受けた。
- 8ページの①の二つ目の○のところだが、先ほどは公衆衛生と言ったが、公衆衛生だけ

じゃなくて家畜衛生も入っている。よって、ここは公務員獣医師というくくりの方がいいのではないかと思う。それから、ここでは原因について触れてない。一つは待遇改善。これももう毎回言っている。それから、継続的な採用をしてない。それから、業務の見直しも必要。また、非獣医師従事者が12%になる。約4000人から5000人。この問題も解決しなければならない。

- 9 ページだが、我が国の獣医系大学院の現状で、ご説明があった、大学院生の数が減少傾向にあるという、これはみんな博士課程という理解でいいか。で、日本の獣医学教育の中では、修士課程がなくなり、博士課程だけになったが一方で、海外にある「公衆衛生大学院」というのが、あまりない。ぜひそこも考慮に入れておいていただければと思う。
- イノベーション関連のところで出てきた大学院の話については、教育して社会に送り出す学生と、またそのティーチングスタッフの再生産という格好でその大学院まで考えると、一番最初にお話があったように、設置基準を含めて、どういう体制で教育の供給を充実させていくかというテーマを考えると、今までの議論だけではとても足りない。適正としてこれくらい必要だということをやっぱり、最終的に議論していかないと、答えになっていかないだろうと思う。この問題は非常に意味重く、今まである意味で触らなってきたのが、ここで全面展開されるということになると思う。少し、モノの考え方というか、今までの理論とまた、プラスアルファの部分も、人材再生産まで含めて、議論していく必要があるのではないかと考えている。
- 10 ページに感染症のワクチン開発と書いているが、野生動物を含めた、人と環境の中での動物を含めた獣医の役割は、かなり、国際的にも重要になってくるのではなか。環境との折り合いというものが、国際的にも非常に重要な問題があってくるその中で、獣医の役割はかなり期待されていると思う。
- 11 ページの点線の中の項目について、公衆衛生に関して基本的に必要性はあるが、その必要性を獣医師の責任であるということ的位置づけて、感染症についてこれだけの報告例がある、こういった問題が出ているというようなことをデータ収集し、分析しなければならない。また、「One Health」という言葉が出ているが、この背景にあるものは、「One World・One Health」ではなくて、「One Welfare」である。動物のウェルフェアについて、たとえば、その過密状態を減らせば、抗生物質の使用も減るとか、そういったアニマル・ウェルフェアの中で、「One Health」という概念がその根底に流れているという、この解釈は忘れてはいけない。この OIE 提言についても生きた動物の福祉にかかわる適切な云々と書かれている。
また、3R の原則が出てきているが、基本的にはこの中に書かれているのは 3R の原則

だけではなく、「One Welfare」、ヒューマン・ウェルフェア＝アニマル・ウェルフェアであるという概念がその根底で流れるというところが、日本の獣医学教育の中では少し見失っているのではないかと思う。決して非難ではなく、そうした視点のズレというものが、実際の教科とかあるいは実習のやり方等にあらわれてくる危険性があるのではないか。

- 大学院教育も含め、教育を充実させていくということは、まったく同感で、ある程度の教員組織の規模を備えていくということで、そんな中で特に若手教員を幹事する組織を充実させていくということが非常に重要。次世代の教員の育成にもつながるし、それからもう一つ、その若手教員のポストが用意されているということが、大学院進学へのモチベーションにも影響する。
- 今、助教の枠がないところが多いので、そうすると、結局その学部の学生が大学院に行っても、その先に、獣医学部の教員・研究員につながるようなポストがないということで、大学の進学率を減らさせているかなり大きな要因だというふうに思っている。
- ライフ・イノベーションについて、設定促進や、充実促進等あるが、それはやむを得ないと思うが、この協力者会議の大きな目的は、資料1にもあるように、調査研究を行い獣医学教育の改善・充実を図ることを目的とすると書いている。現在8回目行っているが目標設定というか、モデル・コア・カリキュラムはどうあるべきかとか、相当時間を使った。そのモデル・コア・カリキュラムをクリアするためにはどうやったらいいか具体的な案はほとんど出ていない。このモデル・カリキュラムを、クリアするためには具体的にどうしたらいいか、具体的な話をしなければこの改善・充実も図れないのではないか。設置基準も併せて検討して頂きたいとか、そういう具体的なアイデアを出して頂き、大学の再編整理も視野に含めてとかそういうことを謳って頂かないと、この会議の値打ちがなくなってしまうのではないか。
- 次回はかなり具体的な話をしなくてはならないということを私も思っている。それから、基準の話については、これは設置基準全体の話というのはなかなか難しい問題で、私は「家畜病院を持たなくてはいけない」と書いてあるけれども家畜病院の中身は何も書いてない、そこのところは我々大いに意見を言えるだろうというふうに思っております。
- 11 ページの、論点案の最初の○のところだが、人材確保するのに必要な入学者を確保する確保対策としてどのような方策が考えられるか。これは、増やすのか増やさないのか。
- 大学院側、今入学割れしているところがいくつかあり、減少傾向がある。新たなイノベーションを担う人材を確保するという事はやはり大学院程度のところで少しケアを

しなければならない。あるいは、大学院がイノベーションを担う非常に重要なところだが、この辺についてはまた議論しなくてはならない。

- ご指摘の通り大学院の入学確保というところが大きな課題であるというのをお示したところではあるが、そのための取組を先生方に大いに議論していただきたいと思っている。方策例の一番上のところ、これは例えば、医師養成の場合に関しまして、臨床研究に従事する研究者が属しているという観点から、研究者と大学院に関して、研究医の養成確保に一貫してプログラムを組む場合は、入学定員の増員を認めるというような方策も加えている。獣医に関しても養成規模が足りないということであればその数のことも含めて先生方にご議論いただきたいと思い、叩き台として今回論点として挙げた。
- 資料5-4にありました獣医師数の国際比較というのがあったが、いわゆる一般的な獣医師が活躍している現場も、それから研究職として活躍している現場も、欧米に比べてやはり獣医師は足りていないというデータがここにある。こういうものも踏まえての、文章の落とし込みっていうふうに理解していいか。
- それでいい。
- そうすると、研究職の中でどれだけの獣医師が今要望されているのかというデータは、我が国の場合はまだない、あるいは、どこかにあるのか。
- 獣医数ということでは、我が国の研究者としたら何人必要かという部分のデータはないので国際比較の観点から見たときにということで参考データとして用意した。
- 決して自分は入学数が減少していると思わないが、毎年30名が入って30名卒業している。ただ、問題は卒業した後に受け皿がない。ポストがどんどん減らされている。そのため、もう少し企業も含めて、受け皿だけきちんとすれば、入学数は当然増えてくる。

(以上)

これまでの主な意見（第1回～第8回）

獣医療を取り巻く状況**（職域全般）**

- 地方公共団体の獣医師が担当する主な業務は、公衆衛生分野、家畜衛生・畜産振興分野、自然保護・環境対策分野の3つに大別される。公衆衛生分野には食品衛生、生活衛生環境分野が含まれる。家畜衛生・畜産振興分野には、家畜防疫、家畜衛生、畜産技術、人獣共通感染症、獣医事、薬事行政が含まれる。自然保護・環境対策分野には、鳥獣保護、動物愛護等が含まれる。これらの3つの分野は密接に関連している。
- 環境問題、動物介在活動、学校飼育動物を通じた情操教育、野生動物対策、医学と協調したバイオメディカル分野の研究、海外技術協力、大学における教育研究等、獣医師が関わる分野は多岐にわたる。
- 獣医師というのは多くのことを勉強しなければいけない。獣医師の活動範囲が増え、何でもできなければいけないという事になる。
- 獣医師の職域には、獣医師でなければならない職域と、獣医師でもいい職域が混在しているが、近年、獣医師でもいい分野での対応が求められるようになってきている。
- どのようにして学び、何に自分はフォーカスしていけばよいのかという指針を与えることを重視した大学教育に変えていく必要がある。
- 偏在が起こっている大きな責任が大学教育にあると思う。大学教育の中で各領域の魅力を感じモチベーションを高められるような教育をなされる必要がある。
- 行政処分を受ける獣医師が近年増加している。
- 公衆衛生で働く獣医師がいなくなりつつあるという現状や、大動物の診療の獣医師が実際に減っているという現実を踏まえた議論を早急にしていきたい。
- なぜ公衆衛生や大動物臨床に携わる獣医師が少ないのか、これは教育がほとんど行われていないことも一つの大きな原因である。例えば、夏期休業中に産業動物の臨床を学生に体験させたら、その中から産業動物臨床に従事したいという学生が出てきたという話がある。教育を改善することですべてが解決するとは思わないが、現状で教育が不足しているから学生が従事しない分野があれば、その分野については少なくとも改善するだろう。

（産業動物診療）

- 最近ではアニマル・ウェルフェアの理念のもと、産業動物であってもきちっとした環境下で飼育しなければ食に供してはならない時代が近づいている。
- 家畜保健衛生所における基礎的な検査についてはある程度大学で技術を習得してくるため、新採の獣医師であってもある程度活躍できる環境にある。
- 新規採用される獣医師は、優秀な獣医師が多いが、コミュニケーション能力が少し足りない。

(公衆衛生)

- BSEが発生した際に1ヶ月あまりで全国一斉検査ができるようになり、世界的に見ても素早い対応ができたことで日本の公衆衛生獣医師は優秀であることが証明できた。一方で、リーダー的な存在が育っておらず、保健所の所長になるような存在は昔の人々と比べて少なくなってきたという現状がある。
- 各自治体では公衆衛生獣医師の補充が危機的な状況にある。
- 脳の探材の技術を持って診断できる獣医者が少ない。
- 食品の安全確保や人獣共通感染症の問題が出てきたが、人材が確保できない。
- 大学の授業の中で実践的な内容を取り入れれば、公衆衛生に対しての理解も進み、興味も沸くのではないかと考える。
- 欧米ではパブリックヘルスや食品衛生の専門分化が進んでいるが、日本にはそうした専門家の養成ルートが少なく、実際問題として獣医師がカバーしている。

(小動物診療)

- 小動物、伴侶動物の分野では、一次診療と二次診療といわゆる高度医療がある一方、動物種による診療体制も進みつつある。最近では、循環器専門、脳神経関係専門、消化器、呼吸器と専門分化が進みつつある。
- 獣医療について国家資格のパラメディカルが全くいないため、医師と違い、獣医師の負担が大きい。

(その他)

- 研究所や製薬会社における薬の安全性の検査部門で多くの獣医師が活躍しているが、これは他の国ではあまり見られない特徴である。
- 製薬会社に就職する獣医師も公務員同様半減している。

(全ての職域で求められる知識・技能、資質)

- 国際的通用性や獣医師の任務の遂行、使命感・倫理観に関するというような言葉が多々出てくるが、基本的に獣医師の役割として一体何を求めているのか。何を教えるかということよりも、獣医師に何を求めるべきかを整理し、それを教えることが重要。
- 地方公共団体の職員である獣医師には、職域ごとに異なる知識・技能が必要とされ、それぞれについてプロフェッショナルであることが求められる。また、公務員としての基本的な資質を兼ね備えていることが大前提となる。
- 獣医師は現場での問題解決能力が求められるため、バックグラウンドとなる十分な知識・技術を持っていなくてはならない。
- 応用力というのは真理眼をつくるということであり、多くの情報から自分が必要なものを選ぶ能力が必要。
- 新しい学術動向を着実にとらえて教育の中に盛り込んでいくことが必要。
- 海外の規制も含め、政治や法律に関する知識が必要。
- 医学、歯学、畜産学、工学といった関連分野との連携も必要。

(産業動物診療獣医師について)

- 生産構造の変化に伴う生産性向上に向けた技術開発、家畜・畜産物の輸出入の増大、グローバル化に伴う防疫体制の強化への対応が求められる。
- 病性鑑定の実施については迅速な初動体制と的確な対応が求められるため、経験や判断力・専門的な技術が求められる。
- 畜産・家畜衛生に関する産業動物診療獣医師には、草地学、飼養学、遺伝学、経営学的な知識が求められる。
- 獣医師単独での業務だけでなく、あらゆる分野と連携し、専門的な知識を活用していくことが求められる。
- 厳しい環境下で仕事に携わるため、強靱な精神力が求められる。

(公衆衛生獣医師について)

- 行政では監視、指導、苦情処理、検査等の様々な業務に知識・技術を活かしていかなければならないため、大学で学んだ知識・技術を応用する力が必要。
- と畜検査では解剖病理、組織検査、精密検査、微生物学的・理化学的組織病理検査といった検査に関する知識と技術が必要。
- 食中毒をはじめとする食品衛生や感染症に関する知識が必要。
- ウィルス感染なのか食中毒なのか判断するため疫学的な知識が必要。
- 捕獲収容した動物の応急措置、飼養管理、健康管理という臨床関係の知識が必要。
- 動物の習性をよく知っていないといけないので、動物行動学の知識が必要である。
- 毒性学については極めて重要視している分野である一方、環境衛生については実際の行政分野では手を引きつつある。ただし、食物を介してくるダイオキシンなどについては、毒性学や食品衛生学で対応する。

(小動物診療獣医師について)

- 強靱な精神力に加えて、飼い主の気持ちが理解でき、メンタル的なケアのできる資質が求められる。
- 飼い主とコミュニケーションがとれることが必要であるとともに、優しさや思いやり、責任感、忍耐力が求められる。

(総論)

- 100%必要な情報を学部教育の間に伝達することは不可能である。
- 大学教育では、各職域で獣医師を再教育しなくてもよい程度の基礎的な知識・技能を身に付ける必要がある。
- 卒業と同時に実務ができるような大学教育が必要。
- 獣医師は職域が非常に広く、様々な対応能力や解決能力を涵養していかなければならないことから、ある程度の幅広い分野にわたる教育も重要である。
- 獣医師は様々な職域があり、獣医師国家試験で問うもの以上に幅広い分野で活

躍しているため、大学教育ではそれに応える内容の教育を行うべき。

- 学生による授業評価や卒業生への定期的なアンケート調査、諸外国の獣医学部との積極的交流などから得た情報を還元して改革につなげることが必要。
- 獣医学教育において何か求められているかということについては、大学関係者の中で議論されてきた成果として標準的なカリキュラムが作成されている。
- 各科目の中で何をどこまで教えるべきか、ミニマム・リクワイアメントをどこに設定するかということが問題。
- 国公立大学のそれぞれのミッションや特性の違いを明確にした上で、ミニマム・リクワイアメントとともにミッションに応じた教育の部分も考えなければ、全ての大学が同じスタイルを目指すことになり、全体として社会のニーズに応え切れないのではないか。
- 職域ごとに何が求められているのかを担当教員がしっかりと見据えて、最新の情報を盛り込んだ教育をしなければならない。
- 人獣共通感染症や食の安全が叫ばれる中、これらについて十分な獣医学教育が行われているか疑問。
- 獣医学教育が6年制になったときのキャッチフレーズは、臨床教育と公衆衛生教育を充実させることであつたが、この20年間で状況は悪くなっているということをしわをいわざるを得ない。
- 獣医学教育は4年制から6年制教育になったが、間延びしただけのように感じる。
- 獣医学教育が6年制になったときに専門教育をきちんと教育できる教員が確保できなかったことが原因で、延長した時間を卒業論文で費すようになってしまった。これでは、年限を延ばしても教育の中身は決して充実をしない。
- 問題解決能力や対応能力等を涵養していくためには主体的な取り組みができる研究も必要となるので、卒業研究は必要である。
- 小委員会ですらまとめた教育内容は必要最小限と考えて、加えてコース制を設ける等して半年なり1年間つけ加えることも必要であるとする。
- 一方では、資格試験のための最低限の知識レベルがあるが、加えて各大学が特色を出した教育をするための部分があるはず。学問は常に発展しているため、事細かく標準カリキュラムを作ってしまうと、かつてアメリカの工学教育と同じ過ちを犯すことになってしまう。
- 詳細な教育内容を定めるよりも、どこかで到達目標を設定して、それに向けていろいろな観点から教育するほうがわかりやすいのではないか。大変な作業にはなると思うが、医学教育のモデル・コア・カリキュラムのように到達目標を設定し、「ある事柄についてきちんと説明できるようなところまで教える」とした方が、単位の実質化にも絡んでくる。
- 導入教育は、概論、法規、倫理があるが、法規に関してはある程度、教育がなされているが導入教育全体としては余り体系立った教育がなされていない。概論

では獣医師の職域や役割、関係する国際機関についての教育が余りなされていない。また、倫理に関しては、ペットの安楽死や、地球環境保護に関する獣医師の役割についての教育というのが不十分で、社会の情勢を踏まえた獣医学を学生に学ばせる動機づけとなる導入教育自身に問題がある。この改善方策としては、導入教育の意義を明確化する、あるいは教育内容を統括するコーディネートをできる教員が必要であるということである。

- 基礎獣医学について、古典的な科目、例えば、解剖、生理、病理、薬理などについては、どの大学もおおむね講義形成では教育されている。一方、比較的新しい科目、例えば、動物行動学あるいは免疫学などは大学によって教育内容が不十分な大学があった。
- 応用分野について、基礎と同様に古典的な科目、例えば、微生物、寄生虫、家禽疾病、魚病などは概ね教育されているが、基礎系同様やはり新しい科目、あるいは高度化した科目、例えば野生動物、環境衛生、獣疫学などはやはり教育内容が不十分な大学がある。
- 臨床獣医学の講義は他の分野に比べて教育内容が不十分な点が多い。例えば、内科学総論、外科学総論、臨床繁殖学といった古典的な科目については概ね教育されているが、臨床薬理、動物行動治療、それから臨床栄養学、産業動物臨床学、臨床病理学等、基礎分野で学んだ理論を実践につなげる科目というところが、教育内容が多く大学の多くで不十分であった。
- 講義科目では基礎分野は充実しているが、応用分野、臨床分野は教育内容が不十分な科目が散見され、導入分野は不十分な科目が多い。
- 導入教育、臨床分野の講義、応用分野の実習については「専任教授数が比較的多い大学」と「専任教授数がやや少ない大学」の間で差が大きく、教育内容と教育体制の充実度は規模タイプとの相関が見られる。しかし、規模タイプ1の大学でも、すべての分野で充実しているというレベルにはまだ達してはいない。

(臨床教育)

- 大学教育では平準化した基本的な技術の習得や、完備された施設における高度医療技術の習得といったものが求められる。
- 小動物臨床教育は、まず大学教育があり、次に卒業後教育がある。大学における実務教育が十分でないため大部分が卒業後教育に偏っており、平準化した知識・技能が身に付かない。
- 卒業後の実務教育について、一部の人は大学に残って研究生や研修生として教育を受けるが、大学の教員は非常に多忙なため、研修生や研究生をマンツーマンで教えることは不可能である。
- 獣医学教育は農学教育の一部から医学教育の一部になりつつあることを認識しながら議論するべきである。卒業後の臨床実習の充実を考えれば、医学部のように義務化する等の整理が必要。
- 欧米では最終学年にポリクリニック実習を中心とする臨床実習の履修が中心で

あるのに対して、日本では卒業論文作成に時間がとられていて、臨床実習が不十分である。

- 日本の臨床教育には海外の臨床実習と比べて、コースの選択肢や臨床科の多様性が乏しい。
- 臨床教育においては学生に生と死を体験させることが重要である。
- 獣医師法上、学生の診療行為の範囲については、大学の実習で用いられる動物は実験動物であるという考え方をとっており、実験動物については免許がなくても取り扱えることになっている。
- 学生であっても獣医師あるいは教官の監督の下、範囲を設ければ医行為を行えると思う。ただし、その際には畜主との関係で、事故が起こったときにどうするのか整理しておかなくてはならない。
- 法との関係で明確に最終的な結論が出ているわけではないが、学生にどんな条件のもとでどの程度の診療行為を行って頂けるか、それは運用でも可能なものがあるというふうに考えているので、今後検討していきたいと思っている。
- 実習では可能な限り複数種の患畜に触れる機会を設けることが必要である。
- 産業動物の臨床学では、群管理の教育ができていない大学とできていない大学に大きく分かれてしまっており、多くの大学では対象動物として牛以外の家畜が使われていないという問題が見受けられた。
- 実習科目は全分野を通して講義科目よりも教育内容が不十分であり、特に応用分野でその傾向が顕著である。
- 基礎分野で学んだ理論を実践につなげる臨床科目の充実が必要であり、また、応用分野における実習科目等、実務教育の充実が必要である。
- 基礎獣医学のうち、実習は講義科目に比較して内容が不十分であり、生化学、薬理、実験動物などが大学によっては不十分である。
- 応用分野のうち、寄生虫の実習以外の実習、例えば、環境衛生学の実習、動物衛生学実習、毒性学、それから獣医公衆衛生学実習、食品衛生学実習などは不十分であり、公衆衛生と特に社会的要求が高い分野の教育内容について問題がある。
- 臨床獣医学の講義は他の分野に比べて教育内容が不十分な点が多い。例えば、内科学総論、外科学総論、臨床繁殖学といった古典的な科目については概ね教育されているが、臨床薬理、動物行動治療、それから臨床栄養学、産業動物臨床学、臨床病理学等、基礎分野で学んだ理論を実践につなげる科目というところが、教育内容が多くの大学で不十分であった。
- 眼科学、歯科・口腔外科学、臨床腫瘍学といった高度技能の習得を目的とする科目は、専任教員数が比較的多い大学ではおおむね教育されているが、専任教員数がやや少ない大学では教育内容が不十分である。
- 放射線学実習については、評価の低い大学がほとんどで、獣医療法施行規制改正に伴い、今後必要となる核になることがほとんど教育されていない。

(公衆衛生教育)

- 大学の公衆衛生の実習では自治体で行っているような理化学試験ができていない。大学の实習と地方自治体の検査のレベルに大きなギャップがある。
- 公衆衛生関係では地方自治体の機関のほうが大学よりも進んだ研究を行っている。
- 学生が公衆衛生に興味を持つような大学教育の改善が重要である。
- 大学における解剖学の教育内容のほとんどがイヌの解剖であるが、と畜検査で扱うのはブタ、反芻獣、ウマであり、現状とは乖離している。
- 応用分野のうち、寄生虫の実習以外の実習、例えば、環境衛生学の実習、動物衛生学実習、毒性学、それから獣医公衆衛生学実習、食品衛生学実習などは不十分であり、公衆衛生と特に社会的要求が高い分野の教育内容について問題がある。
- 公衆衛生関連の必修科目については教育内容の改善、あるいは実務に関する教育の充実が必要である。
- 公衆衛生関連の実習では、実際の現場の見学も必要だが、ト畜場とか食品加工場については衛生管理上の問題が厳しくなり、なかなか実施ができないという現状がある。関係機関と連携してその実施方法あるいは実施条件について検討することが必要。
- 公衆衛生では、ヒトに対してどれぐらいの被害があるかという観点がそれがそれぞれの科目の中に入っているということが重要。野生動物の疾病についても多くの科目に散らばっているが、それがヒトにどのように関与してくるのかという観点が、まさに公衆衛生の観点。よって公衆衛生の科目は総論が一つあればよいと思う。将来的には全ての科目において何らかの形でヒトとどのような関わりがあるかという観点に立って教えていただけることを期待したい。

(動物愛護・倫理)

- 飼い主への対応や動物虐待などについて、獣医師に対する再教育が必要。
 - 獣医師の社会的な責任や倫理観が教育の中でどれだけ伝達されているか不安を感じる。
 - 獣医師としての社会的責務や獣医倫理を学校教育の場でしっかりと身に付けさせるべき。
-
- 各職域で必要な専門知識や応用力を大学教育で身に付けさせ、実務ができる人材を育成するために、コース制を導入すべき。
 - 4年までに基本的な教育は全て終了させ、5年では臨床や公衆衛生といった獣医師として必要な知識・技能を学び、6年では産業動物診療獣医師、小動物診療獣医師、公衆衛生獣医師、あるいは製薬会社や研究者といった、それぞれの職域ごとのエキスパートとなるために必要な教育を、本人の希望に応じた形で行うようにすれば、世の中の期待にもこたえられる獣医師を養成できるのではないか。
 - 応用力を教育の中で修得させるためには、特に公衆衛生分野では、より実践的

な内容や手法を用いて教育を行うことが有効。

- 講義・実習において学生のモチベーションを高めていくということが重要であり、PBLのような学生中心の授業を取り入れていく必要がある。
- 諸外国における獣医学教育について、例えばコーネル大学の場合、最初の2年間は講義が中心であり、3年後半からローテーション形式の臨床実習が入ってくるが、何よりもPBLに多くの時間が割かれており、講義と実習とPBLの時間の割合は、3:4.5:6程度と非常にPBLが重要視されている。
- 大学の立地により附属病院の患畜や学用患畜の種類や数が異なり、都市部の大学では小動物が多く、畜産県に位置している大学では産業動物の数が多。そうした中で、畜産学や草地学といった獣医学以外の周辺の学問領域のための附属牧場等や農業共済、近接する大学との連携が重要である。
- 大学以外のクリニックにおける実習や他の大学の臨床教育を単位化するというようなフレキシブルな臨床実習が必要。
- 全ての大学が家畜共済と連携できるようになれば、産業動物の診療件数が増えて実習も充実してくるのではないか。
- 学外での教育病院の活用やインターンシップは、学生の将来の産業動物分野への進路決定に大きな影響がある。
- 学内で繁殖した犬を動物実験に使用しているケンブリッジ大学では動物福祉の関係者を配置している。動物愛護団体が反対するので実験動物が確保できないとあきらめるのではなく、学用患畜を確保するために工夫をすることが重要。
- 大学での実習では、遺体の供給がままならない状況である。それを仕方ないで済ませるのではなく、獣医師自身が関係者とのつながりの中で確保に努め、状況を改善していかなければいけない。
- 基礎分野については教員の移動やIT技術を活用して行えるが、臨床実習等は実習が非常に多いため難しい。
- 最短で教員数を確保して学生に効率よく教えるために、例えば導入教育に関しては役所の職員や愛護団体の長、補助犬の団体の長等に依頼して、どこかの拠点で集中講義で教育できれば、応用や実習に時間を使うことができるのではないか。
- 15年ほど前に私の大学でも放送大学や通信衛生を使った遠隔教育システムが導入されたが、今はもうほこりをかぶっているのが現状である。獣医学は実学であるため、見たり触ったりすることが必要なため、遠隔教育には限界がある。
- 現在のインターネットを使えば、比較的安いソフトで成果を出すことが可能になってきているので、全ての授業で動物に直接接触しなければならないということはない。
- 公衆衛生関連の実習では、実際の現場の見学も必要だが、ト畜場とか食品加工場については衛生管理上の問題が厳しくなり、なかなか実施ができないという現状がある。関係機関と連携してその実施方法あるいは実施条件について検討することが必要。

- 共通的な教育内容（コア・カリキュラム）の整備、共通テキストの作成等で教育内容の平準化が必要であり、実習のあり方や実施方法について検討する必要がある。
- 卒前教育と卒後教育の有機的な連携が必要。
- 実務実習にあたり、企業側になかなか受け入れて頂けないという事実があることについてはこと大学でそれだけの教育ができていないということであり、本当に反省しなければならない。
- 動物の命というものをどう見るのかという、しっかりした考えを持って現場に行かせるということが教育できていなければいけない。

(総論)

- 日本の獣医学教育について、理念はほぼ構築できているが、理念を動かす組織、施設あるいは設備が不十分である。
- ここ10年で多くの新しいニーズが発生したにもかかわらず、ハードウェアそのものはほとんど変わっていない。
- 以前は各大学20名程であった獣医学科の教員数が、改善の結果、現在30名程になったが、まだまだ諸外国に比べると不十分であると感じている。
- 国立大学の教員1人当たりの学生数は諸外国と比べても遜色ないが、これを10に小分けをしてしまっているため、教員の絶対数が不足している。外科の研究室は2・3名体制がほとんどであるが、それでは総論から各論まで教育することは不可能。
- 一定数の教授・准教授がいないと専門的な教育を十分行えない。
- 今の教員数では国家試験のレベルの教育をクリアすることがやっとの状態。
- コース制の導入や専門の科目を設置しても、それに見合う専門性を持った教員がいるかという視点がなければ、教員数だけがが増えても教育は充実しない。
- まずカリキュラムをしっかりと決めて、そのカリキュラムの内容をきちんと教育できるような教員の在り方ということについても検討しなくてはならない。
- 必要とされる科目を専門性を持って担当できる教員をそれぞれの大学では用意できていないというのが現状。
- 小動物診療の領域でも、国立10大学の附属家畜病院は一部を除いて惨憺たる状況下の中で臨床教育がなされている。施設・設備はもちろんのこと、スタッフも足らず、専任教員が十分張りついていない。外科の担当する教員がメスをほとんど持ったことがないとか、画像診断の教授が画像診断が全く不得手であるといった状況が見られる。
- 臨床教育を改善させるためには、臨床教員数を増加させること、診療科を増やして少なくともポリクリニックが可能な臨床教育を確立することが必要。また、医学病院並みにこのAHT（動物看護師）などの補助員を増やして臨床教員の研究

時間を確保することも必要である。

- 日本と欧米の獣医学教育の教育体制で最も大きな相違点は、教育補助員及び研究補助員の有無であり、欧米では教員と同数近くの補助員が配置されている。
- 大学において教員の有機的な連携体制の確立が重要。
- 産業動物に関するクローン研究ができるような施設・設備・スタッフがいる大学はほとんどなく、地方の衛生試験所や家畜衛生保健所のほうが進んでいる。
- 公衆衛生分野ではリスクの高い病原体を使うことがあるが、大学には対応した設備がない。
- 現在の大学設置基準の必要教員数は現実から離れたものである。現状でも基準を上回る教員がいるが、それでも不足しているのであればどこまで必要なのか。もう一度この数を検証することは必要だろう。
- 標準的なカリキュラムができ上がれば、主要科目が指定できる。主要科目が指定できれば、主要科目は原則、准教授以上で講義すると大学設置基準で規定されているため、准教授以上の数が決まってくるだろう。さらに、獣医学教育は准教授以上だけで教育を行うこと無理であるため、私はその3倍程度の教員数が必要になってくる。そうすれば、おのずから必要な教員数は出てくるのではないか。
- どの分野でも人は足りないので、非常勤講師や資格のある人材を活用している。獣医学だけ教員が足りないという認識は納得できない。
- 基本的に傾向としては専任教員が比較的多い大学のほうが兼任教員に依存する単位数が少なく、すべての分野において教育内容・教育体制が充実している
- 学生教員比の高い大学は、特に実習科目において複数回に分けて実施するということになるので、教員にとって負担になっており、十分な教育、特に実習を行うのに適正な学生教員比を検討する必要がある。
- 産業動物患畜数がゼロから十数頭という非常に少ない大学がある。学生が産業動物に接触する機会を確保するということが必要。産業動物の患畜数の多い大学というのは、大学の立地環境等もあるが、卒業生の産業動物診療分野への就業割合が高く、相関があるといえる。産業動物の患畜数の少ない大学は、産業動物の患畜数の多い大学、あるいは近隣都道府県の農業団体等と連携することによって、学生が産業動物に触れる機会を確保するということが必要である。
- 教育内容、教育研究体制を充実するためには、学内の関係学科、関係他大学、学外の関係機関との連携協力を促進し、専門性を有する教員を確保するということが必要である。
- 公衆衛生の実務を学ぶ為には単に見ただけの見学ではなく、最低2週間程度の実務を経験すべきであり、これについては各自治体の協力を得ることは困難な問題ではないのではないかと。1施設には1名程度、自治体数は全国で保健所のある市が136あるということで、関東地域に固まらないようにすべきことを考慮すれば実際に可能と考える。
- 医学部では4年生から5年生に上がるときに、共用試験を行い、それに合格し

た者は5年、6年でベッドサイド教育や病院で診療をやることができるという制度ができています。その制度を獣医学教育にも取り入れるべきではないかと思っています。

- 大学院教育も含め、教育を充実させていくことは重要。特に若手教員を幹事する組織を充実させていくということが非常に重要。次世代の教員の育成にもつながるし、それからもう一つ、その若手教員のポストが用意されているということが、大学院進学へのモチベーションにも影響する。
- 今、助教の枠がないところが多いので、結局その学部の学生が大学院に行っても、その先に、獣医学部の教員・研究員につながるようなポストがないということで、大学の進学率を減らさせているかなり大きな要因だというふうに思っている。
- ポストがどんどん減らされている。そのため、もう少し企業も含めて、受け皿だけきちんとすれば、入学者数は当然増えてくる。

(大学の在り方)

- カリキュラムについては、関係団体が作成した標準カリキュラムで良いと思うが、教員の絶対数が少ないため標準カリキュラムのような充実した教育ができない。最終目標はやはり大学再編ということしかないのではないかと思います。
- 大学のエゴや地域の事情というがあり、思うように再編統合は進まないが、個々の大学の自助努力のみで改善を行うことも無理だと思う。
- 平成16年の国立大学における獣医学教育に関する協議会において、獣医学教育の再編が必要であると言われており、それから5年間たっているので、そういう観点で見直しているのかという検証が必要ではないか。
- 長年の議論の中で、現在10校のある国立大学を3校か4校に分ければ、十分な教育を行う規模の教員数が確保でき、問題は一気に解決すると言われていたが、様々な障害があり、十分な教育を実現するには、「基準の見直し」、「外部評価の実施」、「世論喚起」等が必要。
- 大学を統合する予算は国にはないので、まずは緩やかな統合ということで共同学部を作っていくことが重要。その上で構成大学ごとに特色を出せば魅力ある共同学部を作ることができる。
- 国公立大学は獣医学教育に必須の最低限の教員数を満たすため、複数の獣医学科が連携してカリキュラムを充実させる努力をすべきである。
- 共同学部を設置する際には、学部と大学院の在り方、入学試験の実施方法、学生や教員の移動方法が大きな問題になる。さらに、複数の大学が共同で学部を設置した際に、もともとあった大学の独自性をどのように発揮するかという点が次の問題になる。
- 共同学部の設置は、連合大学院の教訓を踏まえると、できれば1カ所に設置しなければ十分な機能はしないだろうと感じる。
- 獣医系の大学が非常に広域にわたっている中で、共同学部を実施した際には、学生や教員の移動、あるいは寮をつくる等、色々なことを考えなければならない

が、それで教育効率が上がるのだろうか非常に悩ましい問題がある。

- 複数の大学が優位な教育資源を結集して連携を進めることが求められると書いているが、連携といってもいろんな連携の仕方がある。
- 連携を行うならば、学生に負担を与えない方法を考えなければいけない。
- 今回の学部教育充実という観点からは、もし短期的には足りない部分を互いに補うという方法があるとしても、長期的にはスケールメリットを活かしたスクラップ・ビルドがないと対応できないのではないかと思う。連携という言葉をもし使うならきちんと定義して使わなければならない。
- 獣医学教育は学部教育を行わなければ整備充実と、それから社会と学生からの要求に応えられないのではないか。
- なぜ学部が必要なのかという根拠を示す必要がある。例えば医・歯・薬が6年制であり獣医も6年制であるにもかかわらず、医・歯・薬で学部の中の1学科でやっているところはないと思う。ないとすればそれはなぜなのか。なぜ獣医だけそれをやらなくてはという問題がある。
- 学部教育のために何をしたか、何が不足しているのか、改善するためには何が必要かという目安を示さなければならないのではないか。大学設置基準の見直しも含めて検討する必要があるのではないか。
- モデル・コア・カリキュラムとの対応の問題、それから専任教員数との問題、あるいは諸外国の獣医学教育の動向の問題など、あらゆるものを勘案した上で、獣医学部が農学部の中の1学科であるということが本当に教育のシステムとして重要なものなのかどうかということまで考えなくてははいけない。
- 各大学に関しては将来的な分野別第三者評価の実施を見据え、授業内容をより具体的に記載したシラバスを作成すること。学生・第三者に対して積極的にそれを公開して、教育状況の透明性を高める必要がある。
- 各大学は獣医師や獣医学教育に対する社会ニーズの高まりに対応していくためには、共通的な教育内容に加えて専門分野、職域別に特化した専修教育を大学の特色に応じて行う、アドバンスを付加して即戦力として社会の期待に応えられる獣医師を輩出することが期待される。

(教員養成・確保)

- 獣医学教育の研究者がほとんど枯渇している。講座制の崩れていく中で大学院生が減少している。
- 大学では専任教員が十分配置されていないため、大学内で知識・技能が伝承されず、普遍化で平準化された知識・技能を身に付けさせる教育が行われていない。平準化された教育を責任をもって行う教員体制の構築が必要。
- 公衆衛生分野は食品安全、感染症、疫学等、色々な分野を幅広く組み合わせた分野であるが、例えば食品安全にはリスク分析やレギュラトリーサイエンス、行政科学の考え方が必要である。ただ、食品安全は体系立った学問になっていないため研究者が育っていない。

- この数年間、各大学が自助努力で教員数を増やしたが、数値上は教員数は充実しても専門性を持った人材が確保できていない。募集をかけても適任者が集まらないのが現状である。特に臨床分野は、研究業績による評価と収入減が壁になり人材が集まらない。
- 手術例数や外来診療の件数による評価や、診療事例のケースレポートも業績の一つにカウントすることが必要であると考えるが、結局はどの大学も論文数だけで教員を採用しているという状況が今でも続いている。
- 臨床系教員は応募が少なく、応募があったとしても、専門分野を担当できる人材が集まらない。特に動物診療の臨床分野では関連する研究機関がないため、人材が不足しているのではないか。
- 公衆衛生の分野でも、研究機関や行政、民間から大学教員になる者は皆無で、臨床分野と同じように大きなハードルがある。任期付きでも良いので、外部講師や特任教授を活用しなければ必要な人材が確保できない。
- 公衆衛生行政獣医師の養成・確保については、保健所や研究機関が受け皿となって大学との連携を図らなければならない。
- 獣医学教育の教室や講座を増やすために、助手を教員に振り替えていった経緯があるが、助手や助教というのは教授の研究を助けながら教員としての訓練を積むシステムであると考えている。近年は後継者不足が問題視されており、後継者を育成し講座を継続させていくためには、どうしても各講座に3人は必要であると考える。
- 日本の大学は論文至上主義の業績評価を行っているため、どれだけ経験や実績があっても論文数の少なさで採用されない。農学部内に獣医学科がある限りこうした状況が続くのではないか。
- 教員を増やすだけではなく、教員の考え方が変わらなければ駄目だと思う。例えば、1大学3人程度を海外に5年間送り出すようにすれば大学はずいぶん変わる。今の大学の教員は出身者が7割から8割を占め人が動かないが、これでは改革は進まない。組織や人、獣医学に対する社会の考え方が変わらなければ、カリキュラムだけを変えても解決しない。
- 今後どのように専門性のある教員を確保するのかという課題に対しては、人材バンクの様な制度にするのか、どこかで人材確保するのか、専門家の教育をどこで行うのか等の議論も行わなければならない。
- 論文一辺倒での教員の資格審査には疑問が常につきまとう。だとすると、獣医学教育に携わる教員の資格要件について明文化することが必要になってくるのではないか。
- 今の大学のスタッフでは、統廃合したとしても教える内容がそんなに変わるとは思えない。実際に公衆衛生に携わっている外部教育スタッフを非常勤や特任教授という形でうまく使えないか検討していただきたい。インターンシップでも集中講義のような形でもよいので、とにかく現場を見せて現場に携わらせることが、

やはり一番効果がある。

- 公衆衛生に関しては範囲が広いにもかかわらず、教員数が非常に少ない。微生物や感染症の専門教員が担当しているということが多く、特に環境衛生学、獣疫学の教育内容の不十分さが目立つ。
 - 毒性、あるいは野生動物学、魚病学などの分野は専門性を持った教員が確保できていない大学が多く、特に専任教員がやや少ない大学ではそれが顕著であり社会ニーズの高い分野の教員の確保、教育内容の充実が必要
 - 専任教員がやや少ない大学は、疾病の多様化・高度化に対応した科目の教育内容を充実させるため、専任教員の充実が必要である。また、実習科目の教育内容の充実ということで、実際に実習を担う専任教員、主として助教や講師の充実が必要である。
 - 教育体制については、導入教育を除いてはおおむね専門性をもった教員が担当しているが、専任教員がやや少ない大学は専任教員1人当たりの担当単位数が多い。
 - 専門家のいない授業科目を複数人で担当している科目というのがあるが、この場合教育内容に偏りがあって、全体的なバランスに欠けるというケースが多く、一方で、外部からの非常勤講師でも専門家による授業内容というものは、履修項目のバランスが良く教育体系が精査されているケースが多い。
 - 臨床の一部では教員、主として准教授が不足している。特に、実習に関しては専任教員であっても専門分野の違いによって、専門分野を重点的に教育する一方、専門外の分野では実習項目の教育がなされていないといった大学もあり、教育内容に偏りがある。
 - 大学内、大学間あるいは関係機関との連携・協力を促進し、専任、兼任にかかわらず専門性を有する教員を確保するということが必要である。
 - 現場の専門の行政の人に来てもらい講義をしてもらうということは、重要な点と思う。
 - 専門家が不足している分野においては今後、若手教員など確保していく必要があるとはいうが、獣医学のほとんどあらゆる分野で若手教員が不足している。
-
- 獣医学教育はライセンス教育であり、グローバル化の中でどのような獣医学教育を進めていくかということが大きな課題。
 - 議論の中で国際通用性の確保が論点にあがるが、獣医師に対する要求は国によって違うので、日本の要求や特徴を活かしながら議論をした方がよい。
 - 6年制教育がスタートして二十数年を数えるが、獣医学教育の改善・充実が図られたとは言えない。特に欧米と比較して、実務教育はいずれの分野においても余りにも貧弱である。
 - 欧米、特にアメリカではインターン制度があり、獣医学教育を修了した学生は、

卒業と同時に応用能力を発揮して実務ができるような教育がなされている。

- 日本の獣医師は、社会に出てから再教育をしなければならない。欧米に留学させて国際的な技術と知識を身につけさせなければ、国際機関で働ける人材を養成できない状況である。
- OIEが獣医学教育の国際的な平準化に向けて進むことを表明しており、獣医学教育の基準はできるだけ高いところに設定することが望ましいと考えている。
- グローバル化を目指すというのは重要だが、我が国固有のデマンドに対応することも重要である。
- 日本の獣医学教育はその成り立ちから、基礎分野が半分以上を占めているという海外と比べると異常な状況になっている。基礎分野が大事なことは理解した上で、臨床分野と公衆衛生分野が極めて弱い日本の状況をどうするのかを考えていきたい。
- 国際通用生を確保する上ではリベラル・アーツが重要な部分であるが、獣医学教育課程においても、獣医師や動物に関連した法規の不備や動物福祉といったアニマル・リベラル・アーツを充実させなくてはならない。実際は獣医系大学よりも動物看護学校や動物科学系の大学のほうがアニマル・リベラル・アーツに重きを置いているので、こうした学校との連携は、獣医学系大学にアニマル・リベラル・アーツの部分で国際通用生を確保する手段として有効であると考えられる。
- 国際的な貿易関係、動物検疫はいずれの国も獣医師が、国際獣疫事務局等のアニマル・ヘルス・コードに基づいて行っているため、学問的内容のみならず獣医師の資格としての国際通用性が必要とされている。
- コア・カリキュラム作成にあたってはこの秋に、OIEで獣医学教育の基準について検討する会が開催されるがそこで国際基準としてどんなものが入り入れられるのかも勘案する必要がある。
- モデル・コア・カリキュラムについて、日本独自の問題としての国外を含めた社会ニーズにどう応えていくか。それぞれの国の事情があつて、国際的に要求する部分と、国内の問題として解決していかなければならない部分とがある。
- 国際的通用性をどういうふうに定義をするのか、それは果たして英語ができることなのか、あるいは国際基準での研究体制の中ですんなり入っていける枠をつくるということを指すのか。その辺が見えてこなければ、カリキュラムをいじるだけでは非常に表面的なものになってしまうのではないか。
- アメリカなどでは専門大学院で教育をしているので、一般教養科目をきちんと単位を取らせ、それなりの成績をもって卒業できない学生は専門大学院に入れないという現状がある。ところが日本では一般教養科目での評価が非常に甘い。つまり学生の評価に対して何を求めるかということ、どの程度の厳しさをもってやるかということは、国際通用性に大きな影響を与えるのではないかと思う。

- これからの大学教育は、入り口管理である学生確保と出口管理である進路指導が重要な課題である。
- 日本はアジアの獣医学のリーダーシップを果たす義務があるため、一日も早くアジアで通用するアクレディテーションシステムを構築すべき。
- 獣医学教育の質の最低保障をどうするかというのが重要な問題である。我が国の獣医学教育の質の保障をどのように担保していくのか、獣医学教育をどのように向上させていくかという議論に絞ったほうが良い。
- 設置基準の教員数では十分でないという認識は共通の理解としてある。設置基準というのは最低基準であって実態とはかけ離れているため、設置基準の教員数を満たせばそれでよいとはならない。
- カリキュラムを検討する大前提として、基礎・臨床・応用という3本柱をベースに検討し、その中でコアの部分と各大学が選択できる部分に分けて考えということで進めていきたい。カリキュラムができた後に、それを教示するために必要な教員数や教員組織の規模の議論がある。そして、それを実現するためには、1つは大学設置基準の引き上げと外部評価の実施が有効である。カリキュラムができれば、それに沿った教育ができる組織なのかどうかを評価システムができるのではないか。
- 現状を検証して分析し、どこに改善点があるのかを共通認識を持って改善していくことが重要である。私立大学間ではほぼ2年間隔で相互評価を行っており、現在は特に、動物病院の在り方と臨床教育についての検証を行っている。
相互評価を行うと痛み（他大学と比較して充実していない部分）があるが、獣医学教育を求める学生によりよい教育・研究環境を提供するためには、勇気を持って痛みを次の改善に結びつけていかななくてはならない。
- 評価を行うのは改善を行うことが目的であるため、私立大学間の相互評価のように全体がボトムアップしていけば良いが、国立大学は既に国立大学法人評価・認証評価を受けており、さらに外部評価も受けることになれば、「評価疲れ」を起こしてしまう。評価を受けて改善しなければ、在学生の履修単位が認められないとか、運営費交付金が減らされる等、もっとダイナミックに評価に対する目的・目標が設定されなければ、ただ労力が増えるだけになってしまう。
- 達成目標を設定した上で評価制度も導入すれば、基準をクリアできない大学が再編・統合を考えざるを得なくなるのではないか。
- 質保証の観点から、本小委員会の検討を踏まえ、大学・関係学協会が中心となって共通的な教育内容を整理し、獣医学分野の質保証のあり方の具体的検討を行うことが必要である。
- 各大学に関しては将来的な分野別第三者評価の実施を見据え、授業内容をより具体的に記載したシラバスを作成すること。学生・第三者に対して積極的にそれを公開して、教育状況の透明性を高める必要がある。
- 学生の評価というものをどの水準でやっていくか、学生に何をどのレベルで求

めていくかということに関しても、どの程度の厳しさを要求していくかということとある程度考えなければいけないのではないか。

- 世の中全てを満たせるという話はどこにもなく選択と集中が必要。国家試験に合格するための最低限の教育は必要だが、あとは大学ごとに特徴があってもよいのではないか。
- 獣医師国家試験は診療と公衆衛生に必要な知識及び技能を問うことを主たる目的としている。大学教育は獣医師国家試験に左右されるという意見を聞くが、あくまでも獣医師国家試験は大学の卒業試験ではなく資格試験である。
- 大学教育をきちんと受けていれば、特別な対策をしなくても国家試験は合格できるはず。
- EUの獣医系大学は大半が国立大学であり国からの補助でまかなっているが、近年、競争的資金が増加している。また、獣医学の学位を持たなくても研究に長けた人材を招いて競争的資金を獲得している大学もある。アメリカでは、アニマルウェルフェアと関連した寄付金に頼っている大学もある。
- 欧米の愛護団体が莫大な資金を集め動物病院を設立できた背景には、企業寄附や個人寄附に対する税制の違いがある。寄附が促進されるような税金制度ができるとうい。
- 獣医学教育に限らず大学教育は、学生をどうやって集めるか、優秀な教員をどうやって集めるか、そしてお金をどうやって集めるかという3つがないと成り立たない。
- 獣医師のライセンスの中に限定ライセンスを設けて、小動物・大動物のライセンスや公衆衛生等の行政用のライセンスを設けることは考えられないか。全てを教育することが困難であるならば、教育範囲を限定して深く教えることはできないのか。
- 小委員会報告で、16大学の教育内容と教育体制の分析結果を出したが、あの分析結果で課題と指摘された事項を改善するためには何をしなければいけないのかを協力者会議として考えるべき。
- 「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ骨子案」に一番欠けているのは、タイムテーブルがないところ。ある程度の時間的な組み立てが必要。
- 「これからの獣医師に求められる役割と資質能力について、今やもう飼育動物だけではなく、野生動物なども対象となる。環境分野における獣医師への期待というのも非常に大きなものがある。

国際獣疫事務局 (OIE) 『より安全な世界のための獣医学教育の新展開』勧告

国境を越えた動植物の輸出入・人の移動などの経済活動の活発化や、地球温暖化の進行等に伴い、新興・再興感染症の侵入・発生リスクの増大が懸念されている。

このため、国際獣疫事務局 (OIE) は、平成21年10月にパリで世界の獣医系大学関係者や行政当局関係者を集めた会議を開催し、人・動物・環境の健康は一つに繋がっているという「One World-One Health」の観点に基いた世界各国の獣医師の質の向上・確保が喫緊の課題とし、改善の方向性についての勧告を同年11月にとりまとめた。

具体的には、主に、以下の点について指摘されている。

- ・ 動物の健康、(人の) 公衆衛生、環境衛生を一つにする新たな世界的な理念「One World-One Health」 を実行すべきである。
- ・ OIE は、新たな疾病の脅威や社会的要請に対応するために必要とされる獣医師の基本的資質能力 (キー・コンピテンシー) を含むコアカリキュラムのモデルについて、獣医学教育機関に対する勧告内容を進展させること。
- ・ 獣医学教育機関は、社会経済的便益に積極的に寄与する分野、具体的には、動物衛生、動物疫学、公衆衛生 (人獣共通感染症、食品の安全性、食の安全保障)、生産と貿易、伴侶動物治療・スポーツ・娯楽動物・動物福祉などの社会的価値、生物学的多様性の確保などの分野の獣医師養成教育及び卒後教育のプログラムを、積極的に支援すること。
- ・ 獣医学教育機関は、獣医師が、科学的な知見の進展、世界的な進化、緊急的要請を理解できるよう、基礎科学分野の教育を維持・発展させること。
- ・ 獣医学教育機関は、獣医師がリスク解析 (risk analysis) を含め、専門的問題の複雑さを平易な言葉で情報交換できるようにするため、モデルコアカリキュラムの中に、コミュニケーション、学際的な連携、チームワーキングなどを適切に組み込むこと。
- ・ 国、地方政府は、学生が、地方や産業動物医療の現場で、納得して働くことができるよう動機付けを促進し、国内の全ての地域の動物が、獣医療の提供体制下にあるようにすること。また、獣医学教育機関は、十分な数の獣医師が、地方においても、教育を受け、登用され、働くことができるようにすること。
- ・ 国又は地域の獣医療法定組織、又は OIE 基準に適合する相当組織は、獣医学教育機関の診断、評価を任されるべきであること。但し、高等教育機関や、研究評価のための、公的な国、地域レベルのアクレディテーション機関や、国際的な認証団体が既に存在している場合は除く。
- ・ OIE は、地域的バランスにも配慮しながら、獣医系大学長 (学部長) の参加を得て、専門家会合を召集し、獣医師に対する今後の期待も考慮した獣医学教育に向けて、現時点の方向性を、世界視野で深く検証する。獣医学教育が、より必要な知識を身に付けた専門職を養成する方向に変わるような方向性や構造になるか否か検証する。上記に言及された専門家会合は、コアカリキュラムのモデルのガイドラインの草案作成を行う。
- ・ 獣医学教育機関は、獣医師養成教育においては、経験ある実務者と触れあう機会を設けたり、患者とのやり取りも含めた通常の獣医療活動の中で教育のため、助言を得たり、同僚をサポートするための体制を構築すること。

平成 21 年 11 月 16 日

より安全な世界のための獣医学教育の新展開 勧告文（全文仮訳）

【考慮事項】

1. 世界中の全ての国が、自国内、又は多国間のあらゆる水生及び陸生動物の疾病の発生に対して、広域調査（surveillance）・早期発見・早期対応が可能な動物福祉及び動物公衆衛生システムを構築し、維持するための能力を高める必要がある。
2. 新たな動物疾病の誕生や既存疾病の再興、国境を越えた動物疾病の脅威の高まり、環境変化の影響、物資の世界流通と人間の移動は、食の確保や安全、動物公衆衛生や動物福祉の分野における新たな社会的要請と共に、課題となっている。
3. 世界、地域、国家レベルでの新たな脅威と向き合い、新たな社会的ニーズに応えるために、獣医師の訓練が必要である。
4. 国際機関としての国際獣疫事務局（OIE）の使命は、「全世界における動物衛生と福祉の向上」である。
5. 獣医師養成教育や卒後教育プログラムは、全世界の動物衛生と福祉の向上のために、少なくとも、OIEで勧告された基本的な使命を達成することができるような獣医師を養成するため、必要に応じて、改善すべきである。
6. OIEで勧告されたような基本的なニーズに対応するために必要なコアな獣医学教育内容とは別に、地域や国の状況に応じた特別なニーズや要件については対応すべきである。
7. 「コアカリキュラムモデル」とは、世界中で必要とされ認知された基本的資質能力（キー・コンピテンシー）を獣医師が身に付けるために必要な基本的な知識技能を意味する。
8. 高い資質能力を有する獣医師や獣医療補助者が必要であるとともに、OIEは、OIE加盟国に対し、自国の獣医療の質を改善するように促す一環として、獣医師養成教育や卒後教育の問題に関与する。
9. この文書における獣医学教育機関（VEE）とは、高い質で獣医師養成を行う獣医学教育機関を意味する。獣医療補助者（パラメディカル）の養成を行う機関は、この文書では含まない。
10. 動物の健康、（人の）公衆衛生、環境衛生を一つにする新たな世界的な理念「One World-One Health」を実行すべきである。
11. 獣医学教育機関の教育内容や、要件、卒業者の資質能力については、同じ国、地域においてさえ、相違が存在する。
12. 獣医学教育の実施に当たっては、技術面、指導面での継続的な改善が必要である。
13. コミュニケーション能力、経営能力、リーダーシップのような力は、獣医師に更に必要な知識技能である。
14. 国と関係機関は、十分な質を有する獣医学教育を実現するため、協力して高いコストを手当することが必要である。例えば、獣医師養成教育や卒後教育のために必要な人的資源や有効なインフラを共有することなどが考えられる。
15. 獣医療サービスの質に関するOIEの基準、特に、VSB（獣医療行政機関）に関する陸生動物衛生規定第3章、2. 12節の規定を踏まえる。

16. 現行の教育評価において適用したり、獣医養成教育や卒業教育の評価基準を確立するための手法として、OIEのPVS（各国の獣医療サービス評価）ツールを、一つの要素としうる。
17. それぞれの地域や国毎に、獣医師の登録、ア krediteーション、監視手続きは様々であり、VSB（獣医療行政機関）の組織に適用される法制についても異なっている。正規のVSB（獣医療行政機関）や同様の機関が存在しないこともある。
18. 獣医療専門職の地域融合が進み、国境を越えた移動が次々と起こっている。
19. OIEでリスト化された疾病や新興の病気に対する包括的な予防や制御において、しばしば、民間獣医師やその組織が十分に参画しない場合や、公私の獣医療関係者の連携が進んでいないことがある。

【「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」会議の参加者は、以下のとおり勧告する；】

1. OIE は、OIE の陸生・水生動物衛生規約で規定された OIE や公共分野の政策事項の遂行や、新たな（疾病の）脅威や社会的要請に対応するために必要とされる獣医師の基本的資質能力（キー・コンピテンシー）を含むコアカリキュラムのモデルについて、獣医学教育機関（VEE）に対する勧告内容を進展させること。
2. 国内、地域的、国際的な獣医療専門機関は、OIE のガイドラインを活用しながら、自国の獣医療サービスを十分提供できるよう、獣医学を修めた獣医師の最低限の資質能力（minimum day-one competencies of a graduate veterinarian）について、勧告内容を進展させること。
3. 獣医学教育機関（VEE）は、OIE の勧告や、地域や国の特有の状況を考慮し、自国の獣医療サービスの提供を含めた OIE に求められた責務の遂行ができるよう、獣医学を修めた獣医師の最低限の資質能力を保証するコアカリキュラムのモデルを策定し、実施する。これ（コアカリキュラムのモデル）には、経営、獣医法規、基本的なマネジメントに関する知識を含む。これらの資質能力（コンピテンシー）は、特定事項に関する博識よりも、複雑な状況を分析し、適応する能力に焦点が当てられるべきである。
4. 世界獣医師連盟（World Veterinary Association）およびその他の獣医療団体は、OIE の協力を得て、どうしたら獣医師養成教育及び卒業教育のカリキュラムが、世界レベルで、OIE の勧告に対応して、公衆衛生、食の安全、越境性動物疾患の抑制・緩和のための安全措置として、社会の期待に沿うことができるかを検討する。
5. 獣医学教育機関は、社会経済的便益に積極的に寄与する分野、具体的には、動物衛生、動物疫学、公衆衛生（人獣共通感染症、食品の安全性、食の安全保障）、生産と貿易、伴侶動物治療・スポーツ・娯楽動物・動物福祉などの社会的価値、生物学的多様性の確保など、に関する分野の獣医師養成教育及び卒業教育のプログラムを、積極的に支援すること。
6. 獣医学教育機関は、獣医学を修了した獣医師が、科学的な知見の進展、世界的な進化、緊急的要請を理解できるよう、基礎科学分野の教育を維持・発展させること。
7. 獣医学教育機関は、公衆衛生や、食糧生産、生物多様性、環境衛生に影響を与えうる野生動物と水生動物の疾病や、これらの疾病の制御や動物分類学の理解を合わせる手段を、組み合わせて教育すること。

8. 獣医学教育機関は、獣医療治療薬やワクチンの適切な用法に関する獣医師への教育を強化すること。
9. 獣医学教育機関は、獣医師がリスク解析 (risk analysis) を含め、専門的問題の複雑さを平易な言葉で情報交換できるようにするため、コアカリキュラムモデルの中に、コミュニケーション、学際的な連携、チームワーキングなどを適切に訓練に組み込むこと。
10. 獣医学教育機関は、獣医師養成教育及び卒業教育における遠隔教育の実施のため、新しいIT技術の活用を推進すること。
11. 獣医当局、他の国内、地域機関は、OIE 基準と 3R 原則に従い、生きた動物の福祉に係る適切な管理と獣医師の監督を条件に、研究、試験、教育において、生きた動物を継続的に活用できるよう、支援すること。

訳注：3R 原則 (three Rs principle) は「Russel and Burch: The Principle of Humane Experimental Technique.」が動物実験における生命倫理の確立のため提唱した、代替法 (Replacement)、縮小 (Reduction)、精選 (Refinement) の頭文字である。

12. 国、地域、地方政府は、学生が、地方や産業動物医療の現場で、納得して働くことができるよう動機付けを促進し、国内の全ての地域の動物が、獣医療の提供体制下にあるようにすること。また、獣医学教育機関は、十分な数の獣医師が、地方においても、教育を受け、登用され、働くことができるようにすること。
13. 先進国の獣医学教育機関は、発展途上国の獣医学教育機関を支援することの重要性を認識すること。関連する組織や援助資金供与者は、OIE ガイドラインに従ったプログラムに対して十分な資金援助するべきであること。
14. OIE、世界獣医師連盟 (WVA) 及びその他の国、地域、国際的な獣医療関連団体は、どのようにしたら獣医療活動の社会全体における重要性についての一般大衆の認識を改善出来るかを検討し、獣医師養成教育及び卒業教育が「世界の公益 (Global Public Good)」として、もっと資金援助を受ける必要があることを、政府や国際的援助資金供与者に納得させること。
15. OIE は、現在の研究所間連携 (twinning) の仕組みを広げ、先進国と発展途上国の間の獣医学教育機関と他の関係機関間の試験的な連携 (twinning) プログラムのための勧告を検討すること。
16. 各国、地域、地方の獣医療当局は、獣医療組織の実績評価のための OIE 手法 (PVS 手法) の基準を考慮した、各々の国の管轄権における獣医師の卒業教育を評価するプログラムの開発と実施を支援すること。
17. PVS 評価を既に実施した国の獣医当局は、早急に評価結果を考察するとともに、必要に応じて、課題を明らかにするためのギャップ分析 (gap-analysis) の実施や、獣医法制の見直しなど、PVS 評価後の取り組みを実施する。それにより、OIE 基準や、各国の獣医療サービスの効果的な提供に必要とされる公衆衛生、食の安全性、越境性動物疾患、その他必要な要件を含めたコアカリキュラムのモデルに対応するようにする。
18. OIE は、既存の国及び国際的な獣医学教育の評価システム・手法を活用して、OIE の PVS 手法に類似したメカニズムの考案を検討する。それにより、特に公的な評価システムが現時点で適用されていない所における、適切な獣医師養成教育や卒業教育の基盤の上に、新規獣医師と専門獣医師双方の質の評価を行う一助となること。
19. PVS 評価を未だ実施していない国は、OIE コードの定義に対応した、獣医療法定組織 (VSB: Veterinary statutory body) を早急に設置すること。

20. 獣医療法定組織は、獣医療組織の品質に関する OIE 基準、とくに、獣医療法定組織に係わる陸生動物衛生規約の第 3 章 2.12 項の規定を早急に満たすこと。
21. 国又は地域の獣医療法定組織、又は OIE 基準に適合する相当組織は、獣医学教育機関の診断、評価を任されるべきであること。但し、高等教育機関や、研究評価のための、公的な国、地域レベルのアクレディテーション機関や、国際的な認証団体が既に存在している場合は除く。
22. 獣医療法定組織は、高い品質水準の獣医学教育機関（例えば、認定されたアクレディテーション機関に合格認定されたプログラムや、OIE が推奨するコアカリキュラムのモデルに適合したプログラム）を卒業した獣医師のみを送り出すことによって、合格認定された獣医師によって提供される獣医療サービスの質を向上させるよう奨励すること。
23. 国、地域は、獣医療法定組織、又は OIE 基準に適合する相当組織、公的な国又は地域レベルのアクレディテーション機関間の連携を促進すること。これにより、プログラム評価を調和させ、獣医療サービスの地域統合や、獣医療専門家の流動性を高めること。
24. OIE は、該当組織がなければ、獣医療法定組織や、アクレディテーション機関に委任された諸機関の地域組織の創設を促すこと。これにより、先述の勧告第 18 項目に記述されたメカニズムになるべく適合した適格な外部監査を受けた地域レベルのアクレディテーションに対応した獣医学教育機関のリストを作成することが出来、当該獣医学教育機関の卒業生は、当該地域で獣医師登録や資格付与が可能となり、国境を超えた移動が可能となること。
25. OIE は、現在の研究所間連携（twinning）の仕組みを広げ、先進国と発展途上国の間の獣医療法定組織と他の関係機関間の試験的な連携（twinning）プログラムのための勧告を検討すること。
26. OIE は、地域的バランスにも配慮しながら、獣医系大学長（学部長）の参加を得て、専門家会合を召集し、獣医師に対する今後の期待も考慮した獣医学教育に向けて、現時点の方向性を、世界視野で深く検証する。獣医学教育が、より必要な知識を身に付けた専門職を養成する方向に変わるような方向性や構造になるか否か検証する。上記に言及された専門家会合は、先述の勧告第 1 項目に記載された（コアカリキュラムのモデルのガイドラインの草案作成を行い、勧告第 3 項目（獣医学教育機関におけるコアカリキュラムモデルの策定・実施）、第 4 項目（世界獣医師連盟等によるカリキュラム検討）、第 14 項目（獣医師養成教育及び卒業後教育が「世界の公益（Global Public Good）」との広報強化）、第 16 項目（各国等における卒業後教育評価支援）に関する OIE が行う支援に貢献すること。
27. 獣医学教育機関は、獣医師養成教育においては、経験ある実務者と触れあう機会を設けたり、患者との遣り取りも含めた通常の獣医療活動の中で教育のため、助言を得たり、同僚をサポートするための体制を構築すること。
28. OIE は、獣医療当局、獣医学教育機関、他相当する組織は、援助資金供与者と連携し、獣医学教育が認知された実証科学に発展し、特に、世界レベルで獣医療の社会に対する貢献度を見極め、測定する手法を確立すること。



参考資料2
獣医学教育の改善・充実に関する
調査研究協力者会議（第9回）
H22.5.11

獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針

(案)

目 次

第 1	獣医療の提供に関する基本的な方向	
1	近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について	1
2	基本方針の重要事項	3
3	産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保	4
4	小動物分野における獣医療の確保	5
5	獣医療に関する技術開発	6
6	その他重要な事項	7
第 2	診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項	
1	診療施設の整備に関する目標	7
2	獣医師の確保に関する目標	8
第 3	獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項	8
第 4	診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に 課する基本的事項	
1	組織的な家畜防疫体制の確立	9
2	診療施設・診療機器の効率的利用	9
3	獣医療情報の提供システムの整備	9
4	衛生検査機関との業務の連携	9
5	診療効率の低い地域に対する診療の提供	9
6	産学官が連携した研究開発	10
第 5	獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項	
1	臨床研修	10
2	高度研修	10
3	生涯研修等	11
第 6	その他の獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項	
1	行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	11
2	飼育者の衛生知識の啓発・普及等	12
3	広報活動の充実	12
4	診療施設の整備	12

第1 獣医療の提供に関する基本的な方向

1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について

我が国における獣医療の提供体制の整備に向けた努力は、平成4年の獣医療法（平成4年法律第46号）の制定が契機となり、国と都道府県が連携しながら、着実に進められ、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発達、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

国においては、平成4年に第一次の基本方針を取りまとめ、産業動物の診療を行う獣医師の確保や診療施設の整備等を通じた地域獣医療の整備について、総合的かつ計画的な取組を進めてきた。平成12年には第二次の基本方針を取りまとめ、口蹄疫の国内発生を契機に疫学を基礎とした防疫体制への対応能力等を有する獣医師の養成や、緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立に向けた取組の強化を推進してきた。

他方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、この10年の間には、国内で高病原性鳥インフルエンザや牛海綿状脳症（BSE）の発生があり、このことは、我が国における畜産物の安定供給や食の安全確保に対する考え方を見直す大きな契機となった。また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼育動物、野生動物及びこれらを含む生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の新しい考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生の確立に向けた様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して開始されており、これら取組を支える獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任が急速に増大している。

また、国民生活の質が向上し価値観が多様化する中で、国民生活に欠かせない安全で良質な畜産物の安定供給とともに、動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識の広まりがみられ、消費者や飼育者から期待される獣医療の水準はますます高まっている。

このように、獣医師に対する広範な社会的ニーズに的確に応えるためには、国民生活における獣医療の適切な量の確保と質の向上を推進し、獣医師がその専門的知識や技術を発揮して職務責任を果たしていくことが重要であり、このための獣医療に携わる関係者の、より一層の努力が必要である。

(1) 食の生産現場における獣医師の役割

国内で高病原性鳥インフルエンザや BSE が発生し、安全で良質な畜産物の安定供給に対し、国民の大きな関心が注がれるようになり、食品の安全性や畜産振興による食料自給率の向上を図る上で、獣医師の一層の貢献が重要となっている。

このような状況の中で、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」、及び酪農及び肉用牛生産の振興

に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じ、家畜の損耗防止等による生産性の向上、事前対応型の防疫・衛生管理体制の確立による経営の安定や衛生コストの適正化等を実現し、国際化に対応し得る畜産経営体の育成に資することが求められている。また、病原性微生物や有害化学物質による畜産物のリスク低減を図るため、危害分析重点管理点（HACCP）の考え方を農場段階で活用した飼養衛生管理の実践が必要となっている。さらに、畜産業における飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養豚経営、養鶏経営に加え、酪農・肉用牛経営においても群管理形態が普及しつつあり、生産者から集団管理衛生に対する要請が高まっている。

このため、獣医師に対しては、従来の個体診療に加え、農場単位での集団管理衛生技術等の提供、さらには、農場段階への HACCP の導入・普及等幅広い獣医療の提供が要請されるようになってきている。

このように獣医師の社会的責任や期待が高まる中、生産者や消費者等の獣医療の提供を受ける者からは、良質かつ適切な獣医療を提供する獣医師の責務への関心が高まり、獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚についても要請が高まっている。

（2）高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬、猫等の家庭で飼育する小動物における獣医療については、国民の動物愛護思想の普及等に伴い、小動物の飼育世帯数が依然として増加傾向にあり、国民生活における小動物の位置付けは更に向上している。このような中で、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化、多様化する一方、人獣共通感染症対策の観点から飼育者の飼育責任についてもその更なる強化の必要性が高まっている。

このような飼育者のニーズに応じる形で、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発や、小動物分野を中心に、核医学等の最先端医療技術や高度な医療機器を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入が求められている。

高度な獣医療の提供については、畜産業の現場からも、経営の安定や生産性の向上を図る観点から、最新の診断技術や治療方法の積極的な導入について要請が高まっている。

小動物分野、産業動物分野等の獣医療の現場において、獣医師による高度かつ多様な診療技術の提供が求められており、このためには、獣医師と動物看護職、検査技師、家畜人工授精師等の獣医療専門職との連携の必要性が高まってきている。このような中で、動物看護職については、専門教育のレベルが必ずしも一定の水準以上ではなく、また、地位や身分、処遇についても不安定であるといった課題が指摘

されている。

(3) 緊急の課題としての産業動物獣医師等の養成・確保

畜産業が我が国農業の基幹的部門へと成長を遂げている一方で、産業動物分野における獣医療の提供面においては、獣医師の高齢化、新規獣医師の参入の減少等の課題が生じている。平成19年5月に農林水産省が取りまとめた「獣医師の需給に関する検討会報告書」においても、将来、産業動物獣医師が大幅に減少するほか、家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる公務員獣医師についても確保が困難になる懸念が示されている。

産業動物分野及び公務員分野の獣医師が現状のままでは不足するという見込みの背景として、その専門職としての社会的評価が行き届いていないこと、獣医学教育でその意義や魅力について知る機会が少ないこと、小動物分野に比べて所得の格差が生じていること等が指摘されている。また、新規獣医師が都市部の小動物分野に集中する傾向が続き、更に産業動物診療施設の再編・合理化等が進んだことにより、獣医師の活動分野や地域の偏在が発生し、将来的に獣医療の提供が行われない地域が発生する懸念が示されている。

社会的ニーズに即した安全で良質な畜産物を安定的に提供するためには、これら獣医療の不足が見込まれる分野における、一層の獣医療提供体制の整備の強化が必要となっている。

2 基本方針の重要事項

このような状況に対処し、我が国の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に寄与していくため、将来的にも社会的ニーズに応え得るよう、獣医療を提供する体制の整備を図ることとする。また、国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画の実現に資するため、取組状況の定期的な検証を行うとともに、関係者に対する指導助言、その他の援助の実施に努めることとする。

今次基本方針の策定に当たっては、特に以下の点に留意した。

(1) 社会的ニーズに対応した獣医療を提供するための獣医師の養成・確保

畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上等の社会的ニーズに応え、獣医療に対する国民の信頼の確保を図るため、獣医師が獣医療技術の修得を図る機会を増大し、診療獣医師として必要な技術水準の高位平準化を図る。なお、臨床研修の実施については、獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項に規定する診療施設と連携しつつ、産業動物分野、小動物分野それぞれに応じた体系的なカリキュラム等に基づく研修の実施を促進する。

(2) 良質かつ適切な獣医療を提供していくための獣医師と獣医療に携わる関係者との連携・協力を推進

獣医師、動物看護職等の獣医療専門職及び飼育者との連携、協力のあり方について、獣医師が組織する団体等において検討する等により、飼育者のニーズに対応した、より質の高い獣医療の提供に向けた取組を推進する。

(3) 獣医師の偏在等により今後不足が予測されている分野の獣医師の確保対策

獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これら分野へ就業・定着を図る取組を推進する。

3 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保

我が国の畜産業において、今後、家畜の飼養頭数の維持・拡大、個体能力の向上、集約的な畜産経営の進展等が見込まれる状況の中で、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入の減少、産業動物獣医師の高齢化に加え、家畜疾病の複雑化・多様化、事前対応型の防疫体制の確立、生産者が求める集団管理衛生技術の提供等の課題に対処する必要がある。

このような要請に対応するため、今後の獣医療を提供する体制の整備の推進に当たっては、以下の方策を講ずることによって、よりの確で効率的な診療体制の確立を図ることを基本とする。

(1) 産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保

① 産業動物分野及び公務員分野への就業をより魅力あるものとするため、獣医系大学の学生が産業動物診療や家畜衛生等行政分野の意義や魅力について知る機会を増大し、産業動物分野及び公務員分野への誘引を図るための措置の充実を質・量ともに図るとともに、これら分野における労働をめぐる環境の改善を図る。

② 獣医師の就業状況、採用・求職情報の一元化と情報提供の全国ネットワーク化の推進、休職・離職中の獣医師が産業動物分野や公務員分野へ再就職を支援する措置の充実を図る。

(2) 診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携

① 産業動物獣医師、農業関係団体等による診療施設・診療機器の計画的な整備、効率的な配置と診療施設間の機能分担・業務連携の強化を促進し、診療の適正化及び迅速化並びに診療内容の高度化を推進する。

② 家畜疾病の予防及び畜産物の安全性の向上を図るため、家畜保健衛生所を中心として、地域における病性鑑定機能の充実・強化、生産衛生管理機能の整備・充実等を推進する。

- ③ 複雑化、多様化する家畜疾病の防除、畜産物の安全性の向上等のための診療及び保健衛生指導の強化を図るため、家畜保健衛生所、民間検査機関等による抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報の活用を促進する等診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携の促進を図る。
- ④ 診療施設の廃止等に伴い獣医療の提供が行われない地域が生ずる場合には、近隣の診療施設からの獣医療の提供を促進する。この場合、必要に応じて家畜保健衛生所等公的機関によりその補完を図る。

(3) 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備

- ① 飼育動物の診療を業務とする新規獣医師が、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令及び食品の安全性に対する理解の醸成を図る機会を増大を図る。
- ② 公務員分野の新規獣医師が、家畜衛生分野、公衆衛生分野等の行政に携わっていく上で必要な基本的知識や病性鑑定技術等の修得を図る機会を増大を図る。
- ③ 飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養豚経営、養鶏経営に加えて酪農・肉用牛経営でも群管理形態の普及に対応した伝染性疾病の侵入防止、慢性疾病の発生の低減等、予防衛生を中心とする的確な集団管理衛生技術の提供が重要になる。このため、診療獣医師が、集団管理衛生技術、農場経営、農場 HACCP に関する知識・技術等の修得を図る機会を増大し、診療だけではなく飼養、管理及び経営等を含む幅広い指導を行ういわゆる管理獣医師の養成を推進する。
- ④ 事前対応型の防疫・衛生管理体制を確立するため、診療獣医師が緊急時の防疫指導に係る知識・技術等の修得を図る機会を増大し、サーベイランスにおけるデータ収集・処理、緊急時の防疫指導を実践する獣医師の養成を推進する。また、診療獣医師が高度な診療機器を使用した診療技術や最新の効率的な診断・治療技術の修得を図る機会を増大を図る。
- ⑤ 馬、めん羊、山羊等飼養される地域が特化している家畜については、今後とも当該地域における適切な獣医療を提供する体制を確保するため、これらの家畜について診療を行う獣医師の養成を推進する。

4 小動物分野における獣医療の確保

小動物分野の獣医療については、飼育者からは、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範な診療技術の提供と保健衛生指導が要請されており、国民生活における小動物の位置付けの向上等を背景として、この傾向は今後とも継続するものと考えられる。したがって、小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実の促

進を図る。

また、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化と機能分担に関する合意形成の促進を図る。

(1) 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備

- ① 新規獣医師が、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力、獣医療に関する法令に対する理解醸成を図る機会の増大を図る。
- ② 小動物獣医師が、高度な診療機器を使用した診療技術や最新の効率的な診断・治療技術の修得を図る機会の増大を図る。

(2) 小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の整備を図っていくためには、動物看護職の地位や身分の確立が必要である。このため、まず、将来的な統一資格化に向け、獣医師が組織する団体、関係団体等が中心となって、動物看護職に必要な技能・知識を高位平準化するための検討の促進を図る。

(3) 小動物の飼育者に対し、感染症対策の観点からの保健衛生指導の充実を推進するとともに、小動物分野の獣医療に対する監視指導体制の整備及び獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

(4) 高度かつ多様な診療技術を提供していくため、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化及び一次診療施設と二次診療施設の連携・協力の確保等に関する合意形成を促進し、地域獣医療のネットワーク体制の整備を推進する。

5 獣医療に関する技術開発

獣医療に関する技術開発は、農場単位での集団管理衛生等飼養形態の変化に対応した管理技術、超音波検査機器やコンピュータ断層撮影装置等による精度の高い診断技術、及び最新の医療技術の獣医領域への導入と普及等に対する需要が増大するとともに、バイオテクノロジー等の新技術の開発・応用、国際的な感染症対策への獣医師の貢献に対する期待が高まっている。

このような社会的ニーズに対応するためには、以下の方策を講ずることによって、獣医療を提供する体制の整備の推進に資することを基本とする。

- ① インフルエンザ、アルボウイルス感染症等新興・再興感染症対策のための技術や、「One Health」の考え方に基づく学術研究や技術開発について、産学官が連携して推進を図る。
- ② 高度な獣医学的知識、実験動物等の愛護や適正な飼養に関する知識、語学力、自己表現力を兼ね備えた獣医師を養成する措置の充実を図る。

6 その他重要な事項

- ① 動物の健康の維持・増進を図るためには、飼育者が衛生管理を適切に実施することが重要である。特に産業動物の飼育者に対しては、サーベイランス、初動防疫における最前線での情報提供について期待が高まっている。

このため、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術についての一層の啓発・普及に努める。

また、小動物の飼育者に対しては、人獣共通感染症対策を効果的に推進していく観点から、感染症の予防に関する情報の提供に努める。

- ② 産業動物、小動物ともに救急傷病への適切な対応が要請されていることから、獣医師の組織する団体等が中心となって、夜間、休日における診療体制の整備について合意形成を図るとともに、夜間、休日に診療を提供する診療施設に関する広報活動の促進を図る。
- ③ 獣医療に関する国民の理解醸成の促進
食品の安全性や獣医療に対する信頼の向上を図るため、獣医療の果たす役割について国民の理解を増進する取組の推進を図る。

第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

1 診療施設の整備に関する目標

都道府県計画(獣医療法第11条第1項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。)において、診療施設の整備に関する目標を設定するに当たっては、各々の診療施設の機能の向上を図るとともに、診療技術の高度化の進展や診療提供形態の多様化に対する飼育者のニーズの動向、獣医療の需給状況等を勘案し、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団管理衛生技術、獣医療関連情報の提供に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制を確立することを基本として設定するものとする。

この場合、現在における診療施設・診療機器の整備状況を踏まえ、疾病の発生状況、今後における飼養見通し、診療施設の統廃合の計画等を勘案して、各々の診療施設の機能が十分発揮し得るよう目標年度における診療施設・診療機器の整備を図ることとする。また、農業関係団体等の診療施設、家畜保健衛生所、大学の診療施設等は診療機器の整備が比較的進んでいること等から、当該施設と各々の診療施設との有機的な連携を推進すること等により整備が効果的に行われるよう配慮することとする。

2 獣医師の確保に関する目標

都道府県計画における獣医師の確保に関する目標は、産業動物獣医師について設定するものとし、目標年度における畜種ごとの飼養頭数又は飼養戸数を目標年度における畜種ごとの獣医師1人当たりの年間診療可能頭数又は戸数で除して得られた数をその確保目標とするものとする。この場合、目標年度における獣医師1人当たりの年間診療可能頭数又は戸数を求めるに当たっては、①産業動物獣医師の年齢構成、②最近における離職又は廃業及び新規参入の状況、③畜産農家の分布状況(平均往診時間等)、④診療施設・診療機器の整備状況、⑤獣医療関連施設の機能分担と業務連携の状況、⑥管理獣医師の養成及び活動状況、⑦産業動物獣医師の傷病、出産・育児等による一時的な獣医師の不足に対応した診療体制の整備状況等地域の実態を十分に踏まえつつ、診療の効率化の進ちょくを勘案することとする。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項

都道府県計画においては、診療施設の整備に関する目標又は獣医師の確保に関する目標を達成するため計画的な取組が必要と見込まれる地域であって、市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画等の畜産振興計画が策定される等将来にわたり産業としての畜産の振興が見込まれるもの、又は地域獣医療の公益性が考慮されるものを、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として設定するものとする。

畜産振興が見込まれる地域の場合、当該地域の範囲については、畜産の立地条件、交通事情、都道府県の行政区域等を考慮して、獣医療を提供する体制を一体的に整備していくことが相当であると認められる地域となるように配慮するものとする。

また、獣医療の公益性が考慮される地域の場合、当該地域の範囲については、地域社会のニーズを十分に考慮して、離島や中山間地域等の無獣医師地域における適切な獣医療の確保等の公益性が認められ、獣医療を提供する体制を整備していくことが相当であると認められる地域となるように配慮するものとする。

第4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、地域の実情を十分に踏まえ、これらの施設が有する機能及び業務の有機的な連携の促進を図るものとする。

したがって、都道府県計画においては、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

として指定された地域について、次の事項に配慮し、相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針を定めるものとする。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所を核とした監視伝染病、不明疾病に対するサーベイランス体制の強化と危機管理体制の構築を図るとともに、緊急時における診療獣医師、獣医師が組織する団体等の家畜防疫活動への参加体制、緊急時を想定した診療施設間の連絡・応援体制等の整備を図り、家畜保健衛生所と診療獣医師等が一体となった組織的な家畜防疫体制の確立を推進する。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上で、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要であるが、高度な診療機器等を各々の診療施設において整備することは過剰な設備投資につながるおそれがある。このため、診療施設間の連携・協力の下での機能分担の促進や、農業関係団体や大学等の診療施設、家畜保健衛生所等比較的診療施設・診療機器の整備が進んでいる施設がある地域においては、当該施設の業務に支障がない範囲において、当該地域の診療獣医師等がこれらの診療施設・診療機器を利用する等その効率的な利用を促進する。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、診療獣医師や農業関係団体、家畜保健衛生所、大学、民間診療施設等の獣医療関連機関の相互の情報交換のための組織化を図る。また、抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報を診療及び保健衛生指導に活用するための獣医療情報の提供システムの整備を推進する。

4 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大した畜産経営においては、獣医療の重点は、今後とも個体を中心とした診療技術から農場単位での集団管理衛生技術に移行するものと考えられる。集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とするが、このうち、特殊な機器や施設を必要とする技術については家畜保健衛生所、民間検査機関等を活用する等衛生検査機関との業務の連携を促進する。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療施設の廃止、地域の家畜飼養構造の変化等により診療の提供が困難となる地

域（診療効率の低い地域）が発生する場合には、近隣の診療施設による診療の提供や診療施設の効率的配置により、当該地域に対する診療を提供する体制の整備を促進する。

なお、それにもかかわらず、十分な診療の提供が確保できない場合には、獣医療関係者間の意見の調整を十分に図った上で、家畜保健衛生所等公的機関による補完的な診療の提供に努める。

6 産学官が連携した研究開発

新興・再興感染症対策や「One Health」の考え方に基づく国際的な取組などの新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、民間企業、大学、研究機関、行政の獣医師の連携を促進する。

第5 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

獣医療技術については、獣医学の進展、診療機器や医薬品の開発・普及等に対応して、今後ますます高度化、多様化していくことが見込まれることから、地域における獣医療のニーズに応じ、その適切な普及を図るものとする。

したがって、都道府県計画においては、次の事項に配慮し、地域の実情に応じ、研修への計画的な参加を促進する等獣医療に関する技術の向上に関する事項を定めるものとする。

1 臨床研修

(1) 臨床現場における実践的獣医療技術や、法令、食品のリスク管理に関する最新の知識や技術の修得を図るため、臨床研修施設としての大学と民間診療施設の連携を促進しつつ、新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加の促進を図る。

(2) 公務員分野においては、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わっていく上で必要な知識や技術の修得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加の促進を図る。

2 高度研修

(1) 産業動物分野においては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所等において開催される講習会により地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導

等を計画的に行い、地域の獣医師の技術の向上を推進する。

- (2) 小動物分野においては、専門分野別の技術の向上が今後ますます重要となることから、専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修や獣医師の組織する団体等が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進を図る。
- (3) 診療獣医師が最新の獣医療技術に対応した獣医療を提供していくため、農業関係団体等の施設を利用した集団管理衛生技術、高度診療機器による診断・治療技術等の修得を目的として実施される技術研修、獣医師の組織する団体等が開催する学会等への参加の促進を図る。

3 生涯研修等

- (1) 診療獣医師が日進月歩する獣医療技術や海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、獣医師の組織する団体等が開催する研修会等への参加やこれらが提供する教材等の利用の促進を図る。
- (2) 研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、各種の新しい情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図る。
- (3) 離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図る。
- (4) 生涯研修や高度研修を基礎とした診療獣医師の臨床獣医師認定制や診療分野専門別の獣医師専門医制度の導入に向けた検討を推進する。

第6 その他の獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

都道府県計画においては、獣医療を適正に提供する観点から、次のような事項に配慮し、地域の実情に応じ、獣医療を提供する体制の整備に必要な事項を定めるものとする。

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

産業動物獣医療や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政、さらには、小動物獣医療についても積極的に考慮して、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導体制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化等の具体的な

対策について検討の促進を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野においては、自衛防疫活動の強化をはじめとして、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を生産するための農場 HACCP の普及の促進を図る。

(2) 小動物分野においては、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図る。

さらに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医師の組織する団体等による獣医療相談窓口の設置、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化、機能分担に関する合意形成等適切な獣医療の提供のために必要な条件整備の促進を図る。

3 広報活動の充実

夜間・休日に診療を提供する診療施設、専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設等に関する広報活動の促進を図る。

4 診療施設の整備

都道府県計画に基づき診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。

「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）【抜粋版】

2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

日本は、世界に冠たる健康長寿国であり、環境大国、科学・技術立国、治安の良い国というブランドを有している。こうした日本が元来持つ強み、個人金融資産（1,400兆円）や住宅・土地等実物資産（1,000兆円）を活かしつつ、アジア、地域を成長のフロンティアと位置付けて取り組めば、成長の機会は十分存在する。また、我が国は、自然、文化遺産、多様な地域性等豊富な観光資源を有しており、観光のポテンシャルは極めて高い。さらに、科学・技術、雇用・人材は、成長を支えるプラットフォームであり、持続的な成長のためには長期的視点に立った戦略が必要である。

以上の観点から、我が国の新成長戦略を、

- ・ 強みを活かす成長分野（環境・エネルギー、健康）
- ・ フロンティアの開拓による成長分野（アジア、観光・地域活性化）
- ・ 成長を支えるプラットフォーム（科学・技術、雇用・人材）

として、2020年までに達成すべき目標と、主な施策を中心に方向性を明確にする。

(2) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

【2020年までの目標】

『医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出、新規市場約45兆円、新規雇用約280万人』

【主な施策】

- 医療・介護・健康関連産業の成長産業化
- 日本発の革新的な医療技術、医薬品、医療・介護機器の研究開発推進
- 医療・介護・健康関連産業のアジア等海外市場への展開促進
- バリアフリー住宅の供給促進
- 医療・介護サービスの基盤強化

(不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化)

高齢者が元気に活動している姿は、健全な社会の象徴であり、経済成長の礎である。しかし、既存の制度や供給体制は、近年の急速な高齢化や医療技術の進歩、それに伴う多様で質の高いサービスへの需要の高まり等の環境変化に十分に対応できていない。高齢者が将来の不安を払拭し、不安のための貯蓄から、生涯を楽しむための支出を行えるように医療・介護サービスの基盤を強化する。

具体的には、医師養成数の増加、勤務環境や処遇の改善による勤務医や医療・介護従事者の確保とともに、医療・介護従事者間の役割分担を見直す。また、医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化、介護施設、居住系サービスの増加を加速させ、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する。

(4) 観光立国・地域活性化戦略

【2020年までの目標】

『食料自給率50%』、『木材自給率50%以上』、『農林水産物・食品の輸出額を2.5倍の1兆円』

【主な施策】

- 戸別所得補償制度の導入、地域資源の活用、6次産業化、農商工連携等による農林水産分野の成長産業化
- 路網整備、人材育成、木材・バイオマス利用等による森林・林業の再生
- 検疫協議や販売ルートの開拓等を通じた農林水産物等の輸出拡大

(課題が山積みする農林水産分野)

農林水産分野については、食の安全・安心確保、食料自給率の低下、農林水産者の高齢化・後継者難、低収益性等、将来に向けての課題は山積みしているものの、我が国の「食」の目指すべき姿や具体的方針が定まらず、消費者、生産者ともに不安に陥っているのが現状である。

(幅広い視点に立った「食」に関する将来ビジョンの策定)

「食」は我が国成長の基盤ともいべき最も重要なテーマの一つである。安全・安心・健康で豊かな食生活を守るための方策やそれを支える農山漁村の在り方について、子ども・大人・お年寄りの視点に立ち、消費者・生産者も含め広く産官学横断的に検討する場を設け、「食」に関する将来ビジョンを早急に策定する。

(5) 科学・技術立国戦略

【2020年までの目標】

『世界をリードするグリーン・イノベーションとライフ・イノベーション』、『独自の分野で世界トップに立つ大学・研究機関の数の増』、『理工系博士課程修了者の完全雇用を達成』、『中小企業の知財活用の促進』、『情報通信技術の活用による国民生活の利便性の向上、生産コストの低減』、『官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上』

【主な施策】

- 大学・公的研究機関改革の加速、若手研究者の多様なキャリアパス整備
- イノベーション創出のための制度・規制改革
- 行政のワンストップ化、情報通信技術の利活用を促進するための規制改革

(科学・技術力による成長力の強化)

人類を人類たらしめたのは、科学・技術の進歩に他ならない。地球温暖化、感染症対策、防災などの人類共通の課題を抱える中、未来に向けて世界の繁栄を切り拓くのも科学・技術である。(以下、略)

(研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化)

このため、大学・公的研究機関改革を加速して、若者が希望を持って科学の道を選べるように、自立的な研究環境と多様なキャリアパスを整備し、また、研究資金、研究支援体制、生活条件などを含め、世界中から優れた研究者を惹きつける魅力的な環境を用意する。基礎研究の振興と宇宙・海洋分野など新フロンティアの開拓を進めるとともに、シーズ研究から産業化に至る円滑な資金・支援の供給や実証試験を容易にする規制の合理的見直しなど、イノベーション創出のための制度・規制改革と知的財産の適切な保護・活用を行う。科学・技術力を核とするベンチャー創出や、産学連携など大学・研究機関における研究成果を地域の活性化につなげる取組を進める。

科学・技術は、未来への先行投資として極めて重要であることから、2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上にする。他国の追従を許さない先端的研究開発とイノベーションを強力かつ効率的に推進していくため、科学・技術政策推進体制を抜本的に見直す。また、国際共同研究の推進や途上国への科学・技術協力など、科学・技術外交を推進する。

これらの取組を総合的に実施することにより、2020年までに、世界をリードするグリーン・イノベーション(環境エネルギー分野革新)やライフ・イノベーション(医療・介護分野革新)等を推進し、独自の分野で世界トップに立つ大学・研究機関の数を増やすとともに、理工系博士課程修了者の完全雇用を達成することを目指す。また、中小企業の知財活用を促進する。

2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

本「基本方針」に沿って、来年始めから有識者の意見も踏まえる形で以下のような「肉付け」を行い、その結果も踏まえて、「成長戦略策定会議」において、2010年6月を目途に「新成長戦略」を取りまとめることとする。

(目標・施策の具体化・追加)

2. に掲げた各戦略分野について、「国民の声」も踏まえつつ、①需要創造効果、②雇用創造効果、③知恵の活用(財政資源の有効活用)等の視点から、目標設定、施策の更なる具体化や追加などについて検証を行うとともに、新たに明らかになった課題について、その解決に向けた方策を徹底的に検討する。

(「成長戦略実行計画(工程票)」の策定と政策実現の確保)

政策は「実現」してこそ意味がある。

本「基本方針」に盛り込まれた目標・施策に加えて、上述の「目標・施策の具体化」を行った上で、「新成長戦略」の取りまとめ時に国家戦略室において「成長戦略実行計画(工程表)」を策定する。その際、2010年内に実行に移すべき「早期実施事項」、今後4年間程度で実施すべき事項とその成果目標(アウトカム)、2020年までに実現すべき成果目標(アウトカム)を時系列で明示する。

加えて、「成長戦略実行計画(工程表)」を計画倒れに終わらせずに確実に実現するため、「政策達成目標明示制度」(「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定))に基づく、各政策の達成状況の評価・検証を活用する。

平成16年「国立大学における獣医学教育に関する協議会」提言の実施状況

【協議会提言の主な内容】

- ① 大学間の連携協力による充実
- ② 教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力の必要性
- ③ 附属家畜病院の機能の充実
- ④ 大学間連携や人獣共通感染症の教育研究など教育研究環境の充実に向けた国の支援の充実

【国立10獣医系大学の実施状況】

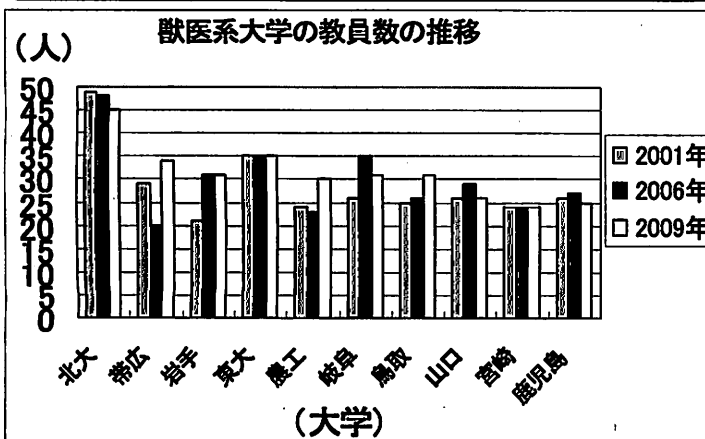
① 大学間の連携協力による充実 ⇒ 連携協力の更なる充実が必要

- (1) 大学間の教育課程連携 … 一部の大学(3大学)、一部の実習科目で実施
- ・ 帯広畜産大学、鳥取大学が、農水省補助事業を受託して、産業動物獣医師修業実習(1週間以上)を実施し、他大学生を受入れ
 - ・ 北海道大学が、牧場実習で麻布大学等を受入

(2) 大学間の施設等の共同利用…国立大学では、上記(1)の事例以外なし

(参考) 学外他機関との連携…国立9大学で、農業共済組合、動物園、家畜保健衛生所等と連携

② 教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力 ⇒ 体制充実に向けて更なる取組が必要



- ・ 2001年 (H13年) から増加… 5 大学
- ・ 2001年 (H13年) と同人数… 3 大学
- ・ 2001年 (H13年) から減少… 2 大学

(*) 出典：文部科学省調べ

③ 附属家畜病院の機能の充実 ⇒ 教員体制の充実に向けて更なる取組が必要

(1) 教員等の配置体制

→2001年 (H13年) から殆どの大学で増加 (10大学中9大学)

(増要因) ・兼任教員数、有給獣医師(診療専従)、無給研修医、動物看護師の増

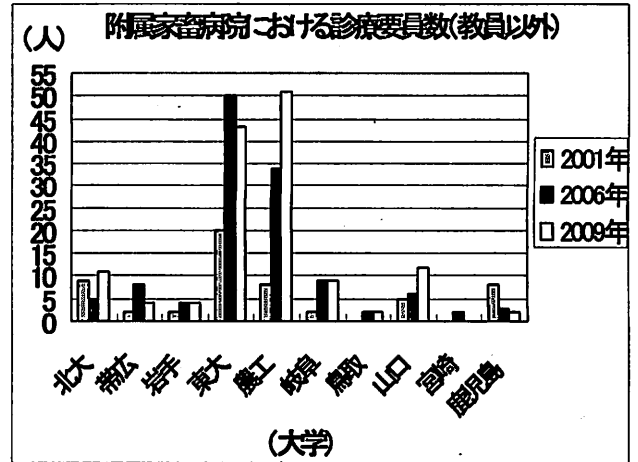
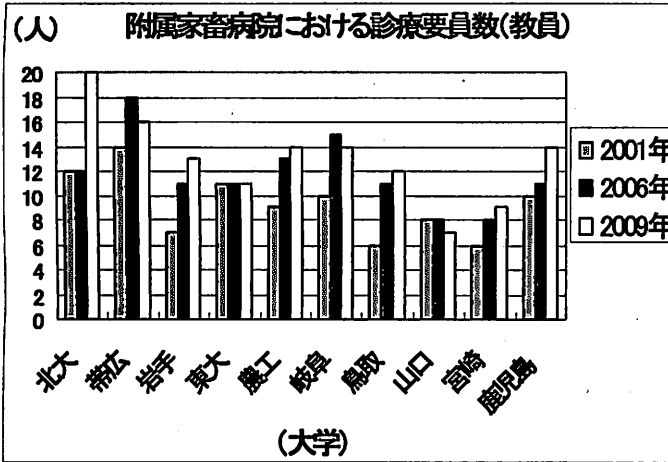
(課題) ・専任教員数は増加せず(1, 2名)、無給研修医の増

(2) 施設設備の充実

→2001年 (H13年) から全ての大学で増加(10大学中10大学)

(配置された診療機器の例)

X線CT検査システム、超音波診断装置、動物用内視鏡システム等



(*) 出典：文部科学省調べ

(3) 附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態

附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態(国立)

		年間授業担当単位数	附属家畜病院への週当たり出勤日数	附属家畜病院への週当たり診療時間数
教授	専任	12.17	4.29	25.43
	兼任	14.12	3.05	17.72
准教授	専任	10.13	3.00	30.00
	兼任	11.22	3.38	19.00
講師	専任	—	—	—
	兼任	10.44	3.00	12.60
助教	専任	3.42	4.33	21.67
	兼任	4.74	3.82	22.59
助手	専任	0.00	5.00	36.00
	兼任	—	—	—
合計	専任	6.43	4.16	22.62
	兼任	8.10	2.65	14.38

附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態(私立)

		年間授業担当単位数	附属家畜病院への週当たり出勤日数	附属家畜病院への週当たり診療時間数
教授	専任	4.26	4.80	25.00
	兼任	14.16	2.06	12.22
准教授	専任	9.01	4.33	21.42
	兼任	12.12	2.78	17.44
講師	専任	2.01	2.00	12.25
	兼任	12.98	2.76	16.67
助教	専任	3.93	4.25	30.00
	兼任	8.85	3.00	15.44
助手	専任	0.00	5.00	37.50
	兼任	2.70	2.40	19.20
合計	専任	3.20	3.40	21.03
	兼任	8.47	2.17	13.50

(参考) 教員の担当単位数 : 専任教員数 38.69人 担当単位数 1.76 (全国大学平均)

(*) 出典：文部科学省調べ

④ 大学間連携や人獣共通感染症の教育研究など教育研究環境の充実に向けた
国の支援の充実（主な支援）

(i) 国立大学特別教育研究経費

- 北海道大学「国立獣医系大学による標準的な基盤教育プログラムの開発」（平成20年）
- 帯広畜産大学「獣医農畜産分野における国際協力人材の育成」（平成19年）
「人獣共通原虫病の制圧」（平成20年）
- 岩手大学「HACCP（ハサップ）システムで食の安全を担う専門職業人の養成」（平成19年）
- 東京大学「感染症対策研究連携事業－感染症国際研究センターの設置－」（平成20年）
- 岐阜大学「人獣感染防御研究センターにおける事業の推進」（平成17年）
- 鳥取大学「鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターにおける事業の推進」（平成17年）
- 宮崎大学「人獣共通感染症教育モデル・カリキュラムの開発」（平成17年）

(ii) 国公私を通じた大学教育改革の支援

- 質の高い大学教育推進プログラム
 - ・帯広畜産大学「大動物総合臨床獣医学教育プログラム」（平成20年）
 - ・酪農学園大学「酪農場での長期実習を組み込んだ新教育方式」（平成20年）
- 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム
 - ・帯広畜産大学「食品衛生にかかわる人材育成プログラム」（平成20年）
- 現代的教育ニーズ取組支援プログラム
 - ・東京大学「畜産物の安全安心を保証する人材の育成教育」（平成20年）
- 大学教育充実のための戦略的・大学連携支援プログラム
 - ・鳥取大学・岐阜大学・京都産業大学
 - 「獣医・動物医科学系教育コンソーシアムによる社会の安全・安心に貢献する人材の育成」（平成21年）

(iii) 私立学校施設整備費補助金及び私立大学等研究設備整備費補助金等

- 私立大学学術研究高度化推進事業
 - ・日本獣医生命科学大学「ゲノム・プロテオーム解析による予防獣医学の展開」（平成17年）
- 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
 - ・日本大学「人獣共通感染症の戦略的・国家疫学研究の推進と若手研究者の実践的育成」（平成21年）
- 私立大学学術研究高度化推進事業
 - ・北里大学「高度画像解析技術を駆使したがん治癒率向上に関する研究」（平成19年）
「伴侶動物の重要疾患に対する分析イメージングの応用」

教育内容に関する小委員会の設置について

平成21年2月12日

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議決定

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）の下に、教育内容に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を次のとおり設置する。

1. 所掌事務

大学における獣医学教育の状況を分析するとともに、必要とされる教育内容について検討を行うこと。

2. 委員等

- ① 小委員会の委員は、協力者会議の協力者の中から座長が指名するものとするほか、必要があると認める場合は、協力者以外の者であって、大学の獣医学教育について知見を有する者を委員とすることができる。
- ② 小委員会に主査を置き、主査は委員の中から協力者会議の座長が指名する。

3. 設置期間

小委員会は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

4. 協力者会議への報告

小委員会の審議状況は、適時に協力者会議へ報告するものとする。

5. 会議の公開

小委員会は原則、非公開とする。

6. その他

ここに定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、主査が小委員会に諮って定めるものとする。

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議
教育内容に関する小委員会 委員名簿

- 石黒 直隆 岐阜大学大学院連合獣医学研究科長
- 尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 片本 宏 宮崎大学農学部獣医学科教授
- 佐藤 晃一 山口大学農学部獣医学科教授
- 佐藤 れえ子 岩手大学農学部獣医学科教授
- 多川 政弘 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科教授
- 田村 豊 酪農学園大学獣医学部獣医学科教授
- 西原 眞杉 社団法人日本獣医学会理事長
東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 吉川 泰弘 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

五十音順（敬称略）

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 教育内容に関する小委員会報告

1. 教育内容に関する小委員会の設置趣旨

- ・ 現在、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議において、獣医学教育の在り方について議論が行われている。
- ・ 協力者会議において特に充実が必要との指摘がある臨床教育や公衆衛生教育を含めた獣医学教育が、実際に各大学において、どのような教育内容・教育研究体制で行われているかについて分析を行い、必要な改善方策を検討するために教育内容に関する小委員会を設置した。
- ・ 小委員会では、必要とされる教育内容を整理した上で、大学における教育内容（シラバス）との比較を行い、大学教育の現状について分析を行った。

2. 比較のために整理した教育内容について

- ・ 食の安全に関する関心の高まり、鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の拡大、伴侶動物の疾病の多様化等により獣医師に求められる社会ニーズは高度化・多様化している。
- ・ またグローバル化に伴い獣医学教育の国際通用性の確保が求められるなかで、欧米諸国と比較して、教育内容や教育研究体制の充実が求められている。
- ・ このような課題に対応するため、我が国の獣医学教育において必要とされる教育内容を整理するにあたっては、獣医学教育の内容を導入教育・基礎獣医学分野・応用獣医学分野・臨床獣医学分野に分類した上で、社会ニーズの高まりや国際通用性の確保に対応するために全ての大学において共通的に最低限実施する必要があると考えられる科目を設定し、その履修内容について整理した。
- ・ その際、これまで関係団体の間で協議されてきた『標準的カリキュラム』を基に、抽象的であった科目名の具体化、分野間・科目間の単位数の見直し、必要とされる履修内容の精査を行った。

3. 大学における獣医学教育の状況及び改善の方向性について

- ・ 大学における獣医学教育の分析にあたっては、平成20年度の16の獣医学系の大学のシラバスを基に、必要とされる教育内容がどの程度教育されているか、専門性を備えた教員が担当しているか、教員の担当単位数が過重になっていないかという観点について分析を行った結果、以下の点が明らかとなった。

(1) 各分野の分析結果と改善方策

① 導入教育について

【現状と課題】

- ・ 獣医法規を除く導入教育（獣医学概論・獣医倫理）は教育内容・教育体制ともに不十分で、多くの大学で体系だった教育はなされていなかった。規模タイプ1の獣医師養成課程^{*1}（専任教員45名～58名）と比べ、規模タイプ2の獣医師養成課程（専任教員24名～34名）においてその傾向が強い。
- ・ 獣医学概論では獣医師の職域や役割、関係する国際機関についての教育内容が不十分で、獣医倫理ではペットの安楽死や地球環境の保護に関する獣医師の役割についての教育内容が十分に取扱われていない。このことは、社会の情勢を踏まえた獣医学を学生に学ばせる動機付け教育に課題があると言える。
- ・ また、導入科目の担当教員が非常勤講師であったり、教育内容が各研究室の紹介で終わっている場合が多く、当該大学での獣医学教育の理念を伝える機会が活用されていない。

【改善の方向性】

- ・ 導入教育の意義の明確化とともに、導入科目の幅広い教育内容を統括し、コーディネートができる教員が必要。

② 基礎獣医学について

【現状と課題】

- ・ 基礎獣医学分野の中でも古典的な講義科目（解剖学、生理学、病理学、薬理学等）はどの大学においても概ね教育されているが、動物行動学や免

^{*1} 平成20年5月1日時点で我が国には16の獣医師養成課程を持つ大学があり、そのうち専任教員のが比較的多い大学7校（専任教員45名～58名）を規模タイプ1の獣医師養成課程、専任教員の少ない大学9校（専任教員24名～34名）を規模タイプ2の獣医師養成課程と便宜上区分した。

疫学等の比較的新しく必要とされるようになった科目は大学によっては教育内容が不十分である。

- ・ 実習科目は講義科目と比較して内容が不十分であり、特に生化学実習(脂質の定性・定量、RNA解析等)、薬理学実習(薬効判定の一部、消化吸収・血液・腎臓系の薬物作用等)、実験動物学実習は大学によっては教育内容が不十分である。
- ・ 動物育種学や動物行動学、免疫学においては専門性を備えた教員を確保できていない大学がある。

【改善の方向性】

- ・ 実習の充実を図ると共に、基礎分野の中で比較的新しい科目に対応できる教員の確保、教育体制の充実が必要。

③ 応用獣医学について

【現状と課題】

- ・ 応用獣医学分野も基礎分野同様、古典的な講義科目(微生物学、寄生虫学、家禽疾病学、魚病学)はどの大学でも概ね教育されている。比較的新しい科目や内容が高度化している科目(野生動物学(野生動物の疾病等)、環境衛生学(環境問題、環境衛生分析、環境アセスメント等)、獣疫学(標本調査、臨床疫学等))は大学によって教育内容が不十分である。
- ・ 従来一括りであった公衆衛生関連科目は、教育内容の範囲が広いにもかかわらず教員数が少なく、多くの大学で微生物学又は感染症学を専門としている教員が担当しているため、環境衛生学や獣疫学に関する教育内容が十分でない。本来は、毒性学、人獣共通感染症学、食品衛生学、環境衛生学、獣疫学のそれぞれの分野における専門性を持った教員が必要である。
- ・ 応用分野の実習科目の教育内容の充実度は最も低く、寄生虫学実習以外の実習は、多くの大学で教育内容が不十分(環境衛生学実習(環境影響評価、環境汚染物質、施設見学等)、動物衛生学実習(飼育衛生、疾病予防等)、毒性学実習(急性毒性試験、解毒酵素誘導試験等)、獣医公衆衛生学実習(食肉の医薬品残留検査等)、食品衛生学実習(食品添加物検査、食中毒検査等))であり、公衆衛生等の社会的要求が高まっている分野における教育内容に課題がある。
- ・ 公衆衛生学関連の実習で重要な実際の現場(と畜場、食品工場等)での見学が衛生上・管理上等の問題から困難となっており、実務教育として不十分である。

- ・ 毒性学や野生動物学や魚病学では専門性を持った教員を確保できていない大学が多く、その傾向は特に規模タイプ2の獣医師養成課程で顕著である。

【改善の方向性】

- ・ 公衆衛生関連科目を中心とした社会ニーズが高まっている分野の教員の確保、教育内容の充実が必要。特に実習科目の教育内容の改善や実務に関する教育の充実が必要。
- ・ 衛生上・管理上の問題から困難となっている公衆衛生関連施設の見学について、関係機関と連携して、実施方法や実施条件について検討することが必要。

④ 臨床獣医学について

【現状と課題】

- ・ 臨床獣医学分野の講義は他の分野と比べて、教育内容が十分とは言えない。講義科目は内科学総論や外科学総論、臨床繁殖学と言った古典的な科目はどの大学においても概ね教育されているが、臨床薬理学や動物行動治療学、臨床栄養学（代謝プロフィール、食餌療法等）、産業動物臨床学（馬の疾病等）、臨床病理学といった基礎分野で学んだ理論を実践につなげる科目は、多くの大学で教育内容が不十分である。
- ・ 産業動物臨床学では、群管理の教育ができていない大学とできていない大学に大きく分かれ、また、多くの大学で対象動物として牛以外の家畜が扱われていない。
- ・ 眼科学や歯科・口腔外科学、臨床腫瘍学といった高度な技能の習得を目的とする科目は、規模タイプ1の獣医師養成課程では概ね教育されているが、規模タイプ2の獣医師養成課程では教育内容が不十分である。
- ・ 放射線学実習はほとんどの大学で教育されていないため、獣医療法施行規則の一部改正に伴い今後必要となる核医学等がほとんど教育されていない。

【改善の方向性】

- ・ 理論を実践につなげる教育の充実が必要。
- ・ 実習に際し取り扱う動物種について、可能な限り複数種の代表的な患者に触れる機会を設けることが必要。
- ・ 特に規模タイプ2の獣医師養成課程は疾病の多様化・高度化に対応した科目の教育内容を充実させるため、専任教員の充実が必要。また、実習科目の教育内容を充実させるため、実習を行う専任教員（主として助教、講師等）の充実が必要。

⑤ 分野間の比較

【現状と課題】

- ・ 講義科目については、基礎分野は比較的充実しているが、応用分野、臨床分野は教育内容が不十分な科目が散見され、導入分野は不十分な科目が多い。
- ・ 実習科目については全分野を通して講義科目よりも教育内容が不十分であり、特に応用分野でその傾向が顕著である。
- ・ 教育体制は導入教育を除いては概ね専門性を持った教員が担当しているが、規模タイプ2の獣医師養成課程は専任教員一人あたりの担当単位数が多い。

【改善の方向性】

- ・ 基礎分野で学んだ理論を実践につなげる臨床科目の充実や、応用分野における実習科目等、実務教育の充実が必要。

⑥ その他

【現状と課題】

- ・ 専門家のいない授業科目を複数人で担当している科目の教育内容は、偏りがあり、全体的なバランスに欠けるケースが多い。それに比べて、他学科の教員あるいは外部からの非常勤講師であっても、専門家による授業内容は履修項目のバランスがよく、教育体系もよく精査されている。
- ・ 応用分野において、国内における毒性学、疫学、環境衛生学などの研究者の絶対数が不足している。
- ・ 臨床分野の一部では教員（主として准教授）が不足している。
- ・ 特に実習に関して、専任教員であっても専門分野の違いにより、専門分野を重点的に教育する一方で、専門外の分野では実習項目の教育がなされていないなど、教育内容に偏りがある。

【改善の方向性】

- ・ 研究者が不足している分野においては、研究者の計画的な育成が必要。
- ・ また、大学内、大学間、関係機関との連携・協力を促進し専任・兼任にかかわらず専門性を有する教員の確保が必要。
- ・ 共通的な教育内容（コア・カリキュラム）の整備や共通テキストの作成等の取組により、教育内容の平準化を図ることが必要。実習の在り方や実施方法についても検討が必要。

(2) 大学ごとの分析結果

① 獣医師養成課程の規模による比較

【現状と課題】

- ・ 規模タイプ1の獣医師養成課程の方が、兼任教員に依存する単位数が少ない。
- ・ 規模タイプ1の獣医師養成課程の方が、全ての分野において教育内容・教育体制が充実している。基礎分野の講義、応用分野の講義、臨床分野の実習は両者の差が比較的が小さく、導入教育、臨床分野の講義、応用分野の実習は差が大きい。全大学を通して教育内容が不十分である分野ほど、両者の差が大きい。
- ・ 規模タイプ1の獣医師養成課程においても、環境衛生学（講義、実習）、放射線実習など充実度が不十分な教育内容が見られた。
- ・ 教員の担当単位数については、規模タイプ1の獣医師養成課程に比べて規模タイプ2の獣医師養成課程は、講義が1.42倍、実習が1.19倍となっている。

【改善の方向性】

- ・ 大学内及び関係大学の他分野等の教員の活用が必要。規模タイプ2の獣医師養成課程においては専任教員の充実が必要。

② 学生／教員比の高い大学と低い大学

【現状と課題】

- ・ 教員一人当たりの学生数を見ると、5～8名が11大学、10名が1大学、17～19名が4大学と三極化していた。
- ・ 学生／教員比の高い大学は、特に実習科目において複数回に分けて実施するなど教員にとって負担となっている。

【改善の方向性】

- ・ 十分な教育、特に実習を行うのに適切な教員対学生の割合の検討も今後必要。

(3) その他の分析

① 産業動物の患畜数の多い大学と少ない大学

【現状と課題】

- ・ 産業動物の患畜数が全くいないところや十数頭に留まる大学があるなど、学生が産業動物に触れあう機会の確保に差がある。
- ・ 産業動物の患畜数の多い大学、又は大学立地の環境などと、卒業生の産業動物診療分野への就業割合は一定の相関関係が見られる。

【改善の方向性】

- ・ 産業動物の患畜数の少ない大学は、産業動物の患畜数の多い大学や近隣都道府県の農業団体等と連携することによって、学生が産業動物に触れる機会を確保することが必要。

② 公衆衛生獣医師の就業者数の減少

【現状と課題】

- ・ 公衆衛生獣医師の多くが加入する全国公衆衛生獣医師協議会の新規加入者数は、平成15年以降急激に減少している。この間、獣医系大学において制度改革等がなされたわけではなく、各大学における教育内容も大幅に変更があったとは考えられず、急減の要因は不明である。

【改善の方向性】

- ・ 大学における教育以外に急減の要因がある可能性はあるが、学生が公衆衛生獣医師の職域と魅力を十分に理解するためには、獣医系大学においても公衆衛生関連の研究機関と密接に連携し、教育内容の充実や公衆衛生行政に明るい教員の確保等が必要。

4. 今後の獣医学教育の改善に向けて

- ・ 今回の分析に用いた科目及び履修内容は、我が国の全ての獣医系大学において共通的に最低限実施する必要があると考えられる教育内容である。
したがって、本報告で指摘する課題が該当する大学においては改善の方向性を参考に改善に取り組むとともに、大学の取組を促進するような国の支援策が求められる。
- ・ 獣医師養成課程の規模の比較で見ると、規模タイプ1の獣医師養成課程の方が、全ての分野で教育内容、教育体制ともに充実しており、とりわけ、導入教育、臨床分野の講義、応用分野の実習において差が大きく、教育内容と教育体制の充実度に相関性が見られる。しかし、規模タイプ1の獣医師養成課程においても全ての分野で教育内容・教育体制が充足しているというレベルには達していない。
- ・ 教育研究体制を充実するには、まずは専門性を有する専任教員の確保が必要であるが、学内の関係学科、関係大学、学外の関係機関との連携等により、専門性を有する教員の協力を得ることも考えられる。また、専門家が不足している分野においては、今後若手教員・研究者の育成を図ることが重要である。

- 今後、大学教育の質保証の観点からも、本小委員会の検討を踏まえ大学・関係学協会が中心となり共通的な教育内容（コア・カリキュラム）を整理するとともに、獣医学分野の質保証の在り方の具体的検討を併わせて行うことが必要である。
- 同時に、各大学においては将来的な分野別第三者評価の実施を見据えつつ、授業内容をより具体的に記載したシラバスを作成し、学生や第三者に対して積極的に公開することによって教育状況の透明性を高めることが求められる。
- その上で、各大学においては獣医師や獣医学教育に対する社会ニーズの高まりに対応していくためには、共通的な教育内容に加えて専門分野・職域別に特化した専修教育を大学の特色に応じて行い、即戦力として社会の期待に応えられる獣医師を輩出することが期待される。

国立大学法人第2期中期計画原案における反映状況

出典:国立大学法人評価委員会第34回総会資料(H22.3.25)

大学名	中期計画原案における記述
北海道大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ①-2 獣医学における学士課程教育を充実させるため、帯広畜産大学との共同教育課程を実施する。
帯広畜産大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ④ 獣医学教育を充実させるため、北海道大学との共同教育課程を実施するとともに、他大学等との連携を強化する。
岩手大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (1)社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 (岩手県内をはじめとする他大学との教育連携を推進する。) ② 獣医学に係る専門教育プログラムの他大学との共同実施について検討を進める。
東京大学	-
東京農工大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 23 他大学との共同獣医学科(共同獣医学部)の設置構想について検討を進める。 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 他大学との共同獣医学科(共同獣医学部)の設置構想について検討を進める(再掲)。
岐阜大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ②-2 質の高い教育を行う観点から、必要に応じ、他大学との連携を行う。特に獣医学教育においては、鳥取大学との教育課程の共同実施を目指す。
鳥取大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 6) 国内の国公私立大学との連携を促進し、各大学の教育研究資源を有効に活用する。特に獣医学教育においては、岐阜大学との教育課程の共同実施を目指す。
山口大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (教育の質の改善のためのシステム等) 獣医学教育の改善・充実を図るため、他大学との連携による教育課程の編成に取り組む。
宮崎大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育の内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 5)専門性を涵養し、有為の専門職業人を養成するための具体的方策 ③獣医学教育等の改善・充実を図るため、他大学との連携教育課程の編成等に取り組む。
鹿児島大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 獣医学教育等の改善・充実を図るため、他大学との連携教育課程の編成等に取り組む。

附属家畜病院の状況

区分	大学名	面積 (㎡)	職員構成					臨床研修		患畜数				
			教職員 総数	獣医師		職員		年間受入 れ人数 (平成19 年度)	平均研修 期間	患畜 総数	患畜数		学用患畜数	
				教育関係 職員	非教育関係 職員	技術職 員	事務職 員他				産業 動物	小動物	産業 動物	小動物
国立	北海道	2,801	23	14	5	3	1	5	2年	5,647	178	5,410	0	59
	帯広畜産	1,810	26	13	0	3	10	0	—	5,339	2,122	2,868	0	349
	岩手	1,542	18	11	4	1	2	2	1.5年	3,876	969	2,591	277	39
	東京	3,091	62	20	27	6	9	31	2年	17,510	0	17,103	13	394
	東京農工	1,479	23	15	6	1	1	25	1年	7,508	35	7	5	7,461
	岐阜	1,143	23	13	2	5	3	2	9ヶ月	7,098	413	6,678	0	7
	鳥取	1,446	17	13	1	2	1	0	—	2,318	54	2,218	3	43
	山口	875	22	8	10	1	3	0	—	9,822	16	9,578	0	228
	宮崎	1,634	9	6	0	1	2	530	1~5日 (不定期)	3,263	150	1,494	1,605	14
	鹿児島	1,442	25	20	0	3	2	0	—	5,036	167	4,860	1	8
	国立平均	1,726	24.8	13.3	5.5	2.6	3.4	—	—	6,742	410	5,281	190	860
公立	大阪府立	1,612	30	17	6	2	5	1	6ヶ月	4,093	13	4,080	0	0
私立	酪農学園	6,225	44	15	12	3	14	55	9.7ヶ月	19,384	6,928	12,092	364	0
	北里	3,723	32	20	3	1	8	3	1年	5,405	322	4,622	385	76
	日本	3,672	115	27	78	0	10	49	4年(有給研修) 随時(無給研修)	13,229	1	13,226	0	2
	日本獣医 生命科学	1,988	59	28	18	3	10	18	3年	9,309	0	9,278	0	31
	麻布	2,206	145	24	100	13	8	73	1年	17,718	1,278	14,107	1,887	446
	私立平均	3,563	79	23	42	4	10	—	—	13,009	1,706	10,665	527	111
国公私平均	2,293	44	17	18	3	6	—	—	8,798	844	7,110	298	545	

※数値は、平成20年5月1日現在の値である。

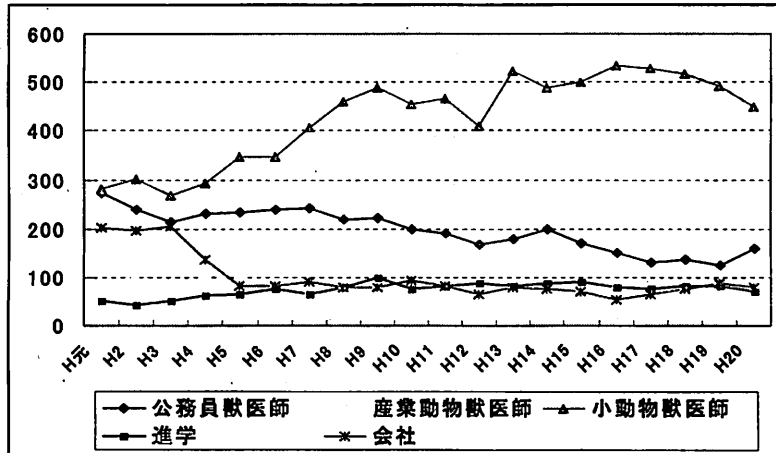
(文部科学省調べ)

獣医師数の推移

1. 獣医関係大学卒業者の進路

(単位:人)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
公務員獣医師	273	239	213	229	232	238	243	218	222	200	190	169	178	200	171	150	131	136	126	159
産業動物獣医師	111	104	114	106	93	80	68	72	77	63	58	57	60	60	66	76	87	72	87	107
小動物獣医師	282	301	268	293	347	347	407	460	488	455	465	409	524	488	501	536	529	517	491	449
進学	52	43	51	63	66	78	64	79	100	78	83	88	83	87	90	80	76	82	83	70
会社	201	195	205	137	83	82	91	79	79	94	82	65	80	76	70	53	64	77	88	80



出典：文部科学省調べ

2. 職域別獣医師数（獣医師法第22条に基づく届出）

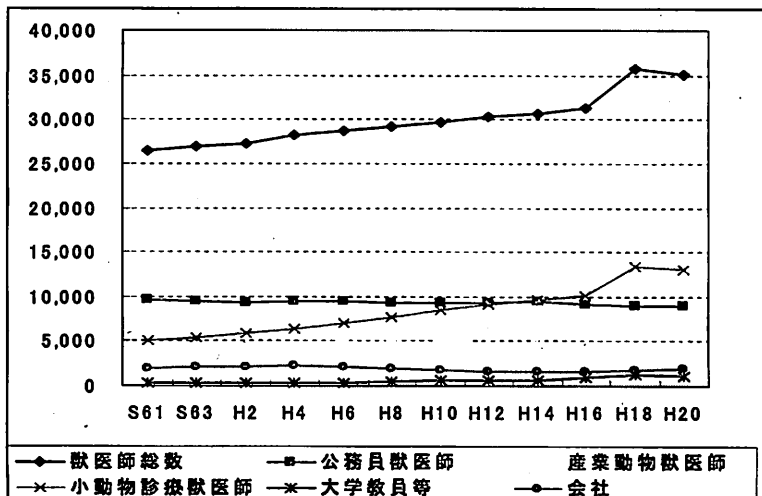
	S61	S63	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20
獣医師総数	26,403	26,941	27,296	28,252	28,745	29,301	29,643	30,447	30,723	31,333	35,818	35,028
公務員獣医師	9,609	9,410	9,351	9,431	9,445	9,385	9,294	9,349	9,402	9,062	8,998	8,950
産業動物獣医師	7,474	7,694	7,533	7,753	5,347	5,381	5,030	4,888	4,590	4,503	4,469	4,541
小動物診療獣医師	5,009	5,335	5,831	6,401	6,999	7,666	8,422	9,177	9,569	10,122	13,312	13,027
大学教員等	318	305	308	285	261	569	655	695	681	984	1,245	1,168
会社	1,897	2,060	2,085	2,347	2,042	1,931	1,730	1,657	1,601	1,687	1,790	1,986

(注)

公務員獣医師：H16以降、本届出に「独立行政法人職員」の分類が新たに設けられたため、独立行政法人化した国立研究所等の職員はH16以降、本届より除かれている。

大学教員等：

- ・H6までは、「国家公務員の教育公務員」の値（：国立大学職員）を計上。
- ・H8以降は、本届出に新たに設けられた「私立学校職員」の値を合算。
- ・H16以降、本届出に「独立行政法人職員」の分類が新たに設けられ、国立大学法人職員、及び独立行政法人化した国立研究所等の職員は本分類へ位置づけられたため、「私立学校職員」+「独立行政法人職員」の値を計上。

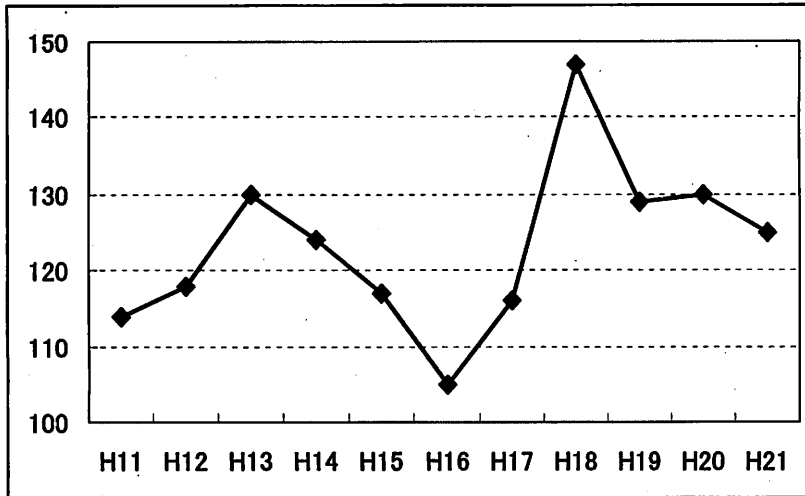


出典：家畜衛生統計

(農林水産省)

獣医学関係大学院の現状

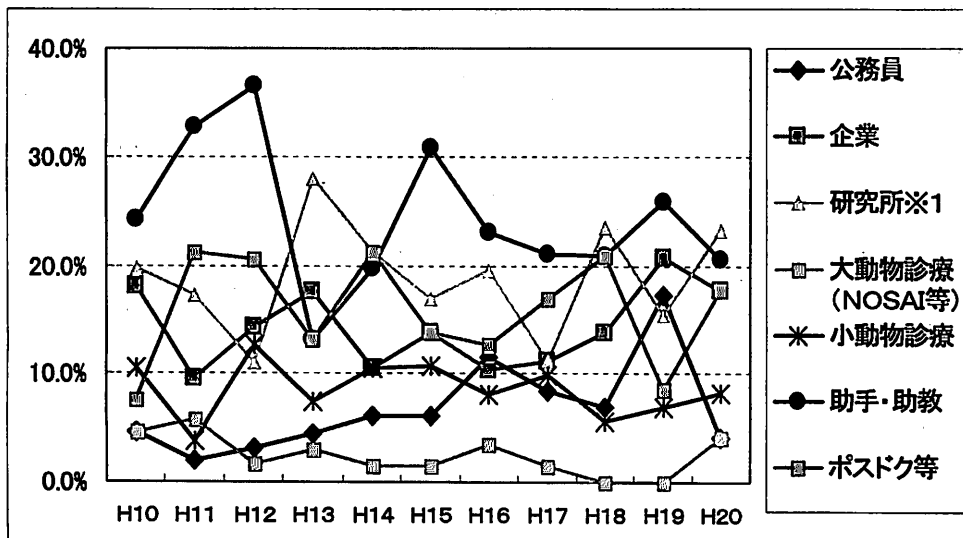
1. 入学者数の推移



※出典：文部科学省調べ

- 回答のあった9研究科の入学者数の総計は、平成18年度以降、減少傾向。
- 9研究科中4研究科においては、定員充足率が100%を割り込む傾向も見られる。

2. 大学院修了者の就職動向



※1：研究所
 ：都道府県等の衛生研究所、国立感染症研究所、動物実験関係試験研究所、畜産試験場等

※進路未定者、不明者は除いた

※出典：文部科学省調べ

- 助手・助教として大学において研究を続ける者の割合は、全体に占める割合は最も多いものの、全体として減少傾向にある。
- 研究所に就職する者の割合は、全体に占める割合多いものの、変動がある。
- 企業に就職する者は近年増加傾向にある。
- 小動物獣医師や公務員獣医師に就職する者には変動があり、産業動物獣医師になる割合はほぼ一貫して少ない。
- ポスドクとなる者の割合は、変動がある。

3. 社会人を対象とした多様な教育

【主な取組例】

- 長期履修制度の導入（標準修業年限：4年→6年以内とすることを可能に）
- カリキュラムの変更により必修科目を毎年開講し、社会人大学院生の受講機会を拡大
- 夜間や土日に特別研究科目を開講
- 留学生の入学を増やすため、10月入学を実施
- Eラーニングを活用した履修科目の習得システムの整備

4. 産学連携の取組

【主な取組例】

- 連携機関（国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、（独）動物衛生研究所、JRA競走馬総合研究所）を活用した実践実習の実施
- 製薬、食品・飼料系等の企業との共同研究の実施や共同特許の取得

5. 海外拠点設置、海外交流

【主な取組例】

- 海外大学獣医学部や研究機関に拠点をもつことなどにより、共同研究の実施や国費留学生配置プログラムを活用した留学生受入れの実施
- 学生や若手研究者を海外に派遣し、リスクマネジメント（獣医疫学）の専門家、高度な臨床研究、環境マネージャーなどを育成
- 海外大学とのジョイントワークショップの実施
- OIE、WHOのコラボレーション・センター、リサーチ・センターの指定を受け、海外関係機関と共同研究の推進

6. 他分野連携の取組

【主な取組例】

- 大学附属の研究センターの研究員を獣医、医学、薬学、情報科学の複数分野の研究員から構成
- 医学部と連携した「国際基準に合った動物実験倫理教育プログラム」の開発
- 医学部と連携した研究科の創設
- 農学部・薬学部と連携した教育プログラムの開発

獣医学関係学部研究科一覧

（平成20年度）

区分	大学名	大 学			大 学 院		
		学 部 名	学科等名	入 学 員	研 究 科 名	専 攻 名	博士課程 入学定員
国 立	北海道	獣 医	獣 医	40	獣 医 学	獣 医 学	24
	帯広畜産	畜 産	獣 医	40	（岐阜大学連合獣医学研究科に参加）		
	岩 手	農	獣 医	30	（岐阜大学連合獣医学研究科に参加）		
	東 京	農	獣 医 学	30	農学生命科学	獣 医 学	13
	東京農工	農	獣 医	35	（岐阜大学連合獣医学研究科に参加）		
	岐 阜	応用生物科学	獣 医 学	30	連合獣医学	獣 医 学	20
	鳥 取	農	獣 医	35	（山口大学連合獣医学研究科に参加）		
	山 口	農	獣 医	30	連合獣医学	獣 医 学	12
	宮 崎	農	獣 医	30	（山口大学連合獣医学研究科に参加）		
	鹿 児 島	農	獣 医	30	（山口大学連合獣医学研究科に参加）		
	小 計			330	小 計		69
公立	大阪府立	生命環境科学	獣 医	40	生命環境科学	獣 医 学	13
私 立	酪農学園	獣 医	獣 医	120	獣 医 学	獣 医 学	3
	北 里	獣 医	獣 医	120	獣医畜産学	獣 医 学	3
	日 本	生物資源科	獣 医	120	獣 医 学	獣 医 学	6
	日本獣医生命科学	獣 医	獣 医	80	獣医生命科学	獣 医 学	8
	麻 布	獣 医	獣 医	120	獣 医 学	獣 医 学	10
	小 計			560	小 計		43
合 計		16大学		930	合 計		112

（注） 数値は、平成20年5月1日現在の数値。但し、大学院については平成21年5月1日現在の数値。（文部科学省調べ）

獣医師数の国際比較

- 獣医学部卒業生 1 人に対する人口を比較すると、日本の 137 千人に対し、欧州諸国（英独仏平均）は約 101 千人と、日本の約 1.3 倍。
- 獣医師のうち研究職が占める割合を比較すると、日本の 5.8 %に対し、欧州諸国（英独仏平均）は 8.8 %と、日本の約 1.5 倍

（1）獣医学部卒業生 1 人に対する国際比較

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
a.学校数	16校	6校	5校	4校	28校
b.年間卒業生数	925人	509人	960人	453人	約2,100人
c.人口	126,926千人	56,352千人	82,087千人	56,634千人	281,422千人
卒業生 1 人に対する人口 (c/b)	137千人	111千人	86千人	125千人	134千人
		平均:約101千人			

出典：国立大学における獣医学教育に関する協議会「国立大学における獣医学教育の充実方策について」H16.7
 各データの出典は、

- ・アメリカの大学関係：各大学、Association of American Veterinary Medical Colleges 及び American Veterinary Medical Association
- ・ヨーロッパ各国の大学関係：European Association of Establishments for Veterinary Education (EAEVE)
- ・各国人口：世界の統計 2002（総務省統計局）

（2）獣医師のうち研究職が占める割合の国際比較

		日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
獣医師数	公務員	7,717	780	2,554	1,208	2,689
	研究員・教授・ 専門団体	1,781	761	2,543	1,100	5,527
	個人開業医	14,032	9,830	10,568	13,525	47,264
	その他	7,193	643	6,749	0	1,294
	計	30,723	12,014	22,414	15,833	56,774
総獣医師数のうち、研究員・教授・専門団体所属者の割合		5.8%	6.3%	11.3%	6.9%	9.7%
		平均:約8.8%				

出典：国際獣疫事務局（OIE）報告（2004）